

2022年4月1日

吸収合併に係る事後開示書類

東京都八王子市石川町2951番地
オリンパス株式会社
代表執行役 竹内 康雄



オリンパス株式会社（以下、「当社」）とオリンパスロジテックス株式会社（以下、「LTX」）とは、2021年12月17日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、LTXを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」）を実施しました。

本件吸収合併に関する会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に規定する事項は以下のとおりです。

1. 本件吸収合併が効力を生じた日

2022年4月1日

2. LTXにおける法定手続の経過

(1) 株主の差止請求について（会社法第784条の2）

LTXは当社の完全子会社であったため、本手続について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買収請求について（会社法第785条）

LTXは当社の完全子会社であったため、本手続について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求について（会社法第787条）

LTXは、会社法第787条第1項第1号に該当する新株予約権を発行していなかったため、本手続について該当事項はありません。

(4) 債権者の異議について（会社法第789条）

LTXは、会社法第789条第2項および第3項の規定により、2022年2月17日付の官報および電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求について（会社法第796条の2）

本件吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、本手続について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第797条）

本件吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、本手続について該当事項はありません。

(3) 債権者の異議について（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定により、2022年2月17日付の官報および電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収合併により当社がLTXから承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併契約書の定めに従い、LTXの権利義務の一切を承継しました。

5. LTXが備え置いた書面に記載された事項（会社法第782条第1項）

別紙のとおりです。

6. 本件吸収合併の変更を登記した日

2022年4月4日に本件吸収合併に関する変更登記申請を行う予定です。

7. その他本件吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2022年1月12日

吸収合併に係る事前開示書類

神奈川県相模原市南区麻溝台一丁目13番1号
オリンパスロジテックス株式会社
代表取締役社長 日野 晴



当社は、2022年4月1日を効力発生日として、オリンパス株式会社（以下、「OT」）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」）を行うこととしました。会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり、2021年12月17日付で、吸収合併契約を締結しました。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社であるOTは、当社の全株式を所有しているため、本件吸収合併に際して、株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社であるOTの最終事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

なお、OTにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象については、以下のとおりです。

(1) 自己株式の消却

OTは、2021年5月7日開催の取締役会に基づく自己株式の消却を以下のとおり実施しました。

- ・消却した株式の種類 OT 普通株式
- ・消却した株式の総数 71,620,630株
(消却前の発行済株式の総数に対する割合5.22%)
- ・消却日 2021年6月4日

(2) 子会社株式の譲渡

OTは、2021年8月31日付で、OTの完全子会社であるオリンパスシステムズ株式会社の全株式をアクセンチュア株式会社へ譲渡いたしました。

(3) 医療販売機能再編に係る会社分割

OTは、2021年10月1日を効力発生日として、OTの完全子会社であるオリンパスマーケティング株式会社（2021年10月1日付で「オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社」から商号変更）に、吸収分割の方法により、OTの医療事業の国内販売機能に関する権利義務を承継しました。



(4) 科学事業の分社化に係る会社分割

OT は、2021年12月17日付で、2022年4月1日を効力発生日として、新たに設立した OT の完全子会社である株式会社エビデントに対して、吸収分割の方法により、OT の科学事業を承継させることを決定しました。

(5) 自己株式の取得

OT は、2021年12月17日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の取得枠の設定を決議しました。

- ・取得対象株式の種類 OT 普通株式
- ・取得し得る株式の総数 16,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合
1.24%)
- ・株式の取得価額の総額 300億円(上限)
- ・取得期間 2021年12月21日~2022年3月31日
- ・取得方法 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

4. 当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 本件吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併存続会社である OT の2021年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は8,266億円、負債の額は4,768億円、当社の同日現在の貸借対照表における資産の額は20億円、負債の額は15億円です。本件吸収分割の効力発生日以後における OT の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件吸収合併の効力発生日以後の OT の事業活動において、負担する債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生は、現在のところ認識または予測されていません。

したがって、効力発生日以後の OT の債務については、履行の見込みがあるものと判断しています。

以上



吸収合併契約書

オリンパス株式会社（以下、「甲」という）とオリンパスロジテックス株式会社（以下、「乙」という）とは、両社の合併に関して、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（吸収合併）

- 第1条 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下、「本合併」という）し、甲が乙の権利義務の一切を承継する。
- 2 本合併に関わる吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、以下のとおりである。
- （1）吸収合併存続会社
商号 オリンパス株式会社
住所 東京都八王子市石川町2951番地
- （2）吸収合併消滅会社
商号 オリンパスロジテックス株式会社
住所 神奈川県相模原市南区麻溝台一丁目13番1号

（効力発生日）

- 第2条 本合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という）は、2022年4月1日とする。ただし、本合併の手續の進行等に応じて必要があるときは、甲および乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

（本合併に際して交付する金銭等）

- 第3条 乙の発行済株式の全部を甲が有しているため、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

（甲の資本金および準備金の額）

- 第4条 本合併により甲の資本金および準備金は増加しない。

（合併承認株主総会）

- 第5条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

(善管注意義務)

第6条 甲および乙は、本契約の締結後、効力発生日に至るまでの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

(従業員の処遇)

第7条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を全員引継ぐ。なお、当該従業員の処遇については、甲および乙が協議の上、これを定める。

(本契約の変更等)

第8条 本契約の締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の資産状態もしくは経営状態に重要な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲および乙は協議し合意の上、本契約の内容を変更し、または解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、効力発生日までに、本契約について必要な法令に基づく関係官庁等の承認や許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の主旨に従い、甲および乙が協議の上、決定する。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその正本を保有する。

2021年12月17日

東京都八王子市石川町2951番地

甲 オリンパス株式会社

代表執行役 竹内 康雄



神奈川県相模原市南区麻溝台一丁目13番1号

乙 オリンパステック株式会社

代表取締役 日野 晴夫



2021年3月期 事業報告

〔 2020年4月 1日から
2021年3月31日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社役員に関する事項
4. 会計監査人に関する事項
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針
6. 会社の新株予約権等に関する事項
7. 業務の適正を確保するための体制
8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
9. 会社の支配に関する基本方針

オリンパス株式会社

東京都八王子市石川町2951番地

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

【当期の経営成績】

業績全般に関する分析

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大した影響により、厳しい状況となりました。経済活動は段階的に再開し、ワクチン接種も徐々に進んでいるものの、地域によっては感染再拡大の傾向が見られるなど、依然として不確実性の高い状況が続いています。わが国経済においては、輸出において持ち直しの動きがみられ、企業収益への影響も縮小しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、世界経済と同様に厳しい状況となりました。

このような経営環境の中、当社グループは、2019年に発表した真のグローバル・メドテックカンパニーへの飛躍を目指した企業変革プラン「Transform Olympus」と、それに基づいた中長期の経営戦略に沿って、持続的な成長に向けた取り組みを推し進めました。「Transform Olympus」において、当社は「事業ポートフォリオの選択と集中」を、本経営戦略の事業の成長・収益性向上のためのコア要素のひとつに位置付けています。その施策として2020年9月には、当社の映像事業を日本産業パートナーズ株式会社が設立したOJホールディングス株式会社に譲渡する最終契約を同社と締結し、本契約に基づき、当社は2021年1月に譲渡を完了しました。（これに伴い、当期より、映像事業は非継続事業としています。）また、厳しい外部環境の下で当経営戦略を実現するべく、(i) 社外で自らの力を発揮することを希望する社員への支援、(ii) 変革を推進する人材の適所適材への採用と登用、(iii) グローバル・メドテックカンパニーに相応しい収益性の達成を目的として、2021年2月には、社外転進支援制度により希望退職を募集しました。

業績の状況

以下(1)から(5)は継続事業の業績です。(6)は継続事業および非継続事業を合算した業績です。

(1) 売上高

前期比246億87百万円減収の7,305億44百万円となりました。その他事業では増収となった一方、内視鏡事業、治療機器事業、科学事業で減収となりました。詳細は「2.事業別の状況」に記載しています。

(2) 持分法による投資損益/その他の収益/その他の費用

持分法による投資損益、その他の収益およびその他の費用の合算で205億13百万円の損失となり、前期比で損失が111億9百万円増加しました。その他の収益は、新型コロナウイルスの感染症対策に伴う政府補助金約24億円等により、増加しました。一方、その他の費用は、社外転進支援制度の実施に伴う特別支援金等の費用約120億円や「事業ポートフォリオの選択と集中」を推進するため、映像事業における分社による新会社の設立および譲渡に係る事業構造改革費用約52億円を計上したこと、「Transform Olympus」を推進するための関連費用が約27億円増加したこと等により、増加しました。

(3) 営業利益

前期比102億15百万円減益の819億85百万円となりました。

(4) 金融損益

金融収益と金融費用を合わせた金融損益は51億75百万円の損失となり、前期比で損益は4億8百万円改善しました。損益の改善は、主として為替差損の減少によるものです。

(注)この事業報告において、百万円単位の表示金額は、百万円未満を四捨五入しています。

(5)法人所得税費用

前期比で148億95百万円減少し、111億40百万円となりました。減少は、主として映像事業の譲渡により収益性が改善することで、将来の課税所得の増加が見込まれることから、繰延税金資産を新たに積み増したことによるものです。

(6)親会社の所有者に帰属する当期利益

前期比で387億52百万円減益となる129億18百万円となりました。

【研究開発費および設備投資】

当期においては、当社グループ全体で841億31百万円の研究開発費を投じるとともに、989億35百万円の設備投資を実施しました。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナウイルス感染症により、医療分野では各学会から手術の延期・中止が推奨され症例数が減少し、医療機関など顧客先への訪問の制限や商談の延期・中止など、販促活動に制約が生じました。また、科学事業では、顧客の設備投資意欲の減退が見られたことに加え、顧客先への訪問の制限や商談の延期・中止など、販促活動に制約が生じました。当期における当社連結業績への影響は、継続事業の売上高で約324億円として認識しています。

【為替影響】

為替相場は前期に対して、対米ドルは円高となった一方、対ユーロおよび人民元は円安で推移しました。期中の平均為替レートは、1米ドル=106.06円(前期は108.74円)、1ユーロ=123.70円(前期は120.82円)、1人民元=15.67円(前期は15.60円)となり、売上高では前期比で62億75百万円の減収要因、営業利益では前期比で69億54百万円の減益要因となりました。なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比2.4%の減収、営業利益は前期比3.5%の減益となります。

2. 事業別の状況

内視鏡



売上高 **4,194億66百万円** (前期比1.5%減)

主要製品および事業内容 消化器内視鏡、外科内視鏡、手術用顕微鏡の製造販売

内視鏡事業の連結売上高は、4,194億66百万円(前期比1.5%減)、営業利益は1,047億5百万円(前期比4.3%減)となりました。

消化器内視鏡においては、2020年4月に欧州と一部アジア地域、7月に日本において、主力の内視鏡システム新製品「EVIS X1(イーヴィス・エックスワン)」を導入したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関など顧客先への訪問の制限や商談の延期・中止など、販促活動に制約が生じたことや、各学会から消化器内視鏡検査の延期、中止が推奨され症例数が減少したことで、内視鏡事業の売上高は減収となりました。

内視鏡事業の営業損益は、費用の効率化を進めたことで収益性がその分改善したものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による減収や、気管支鏡および胆道鏡の自主回収に伴う費用として約60億円を引当計上したこと、さらに社外転進支援制度の実施に伴う特別支援金等の費用として約42億円をその他の費用に計上したこと等により、減益となりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比0.5%の減収、営業利益は前期比0.3%の減益となります。

治療機器



売上高 **2,060億40百万円** (前期比4.6%減)

主要製品および事業内容 内視鏡処置具、エネルギーデバイスの製造販売

治療機器事業の連結売上高は、2,060億40百万円(前期比4.6%減)、営業利益は246億33百万円(前期比5.9%減)となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、各学会から手術の延期、中止が推奨され症例数が減少したことや、医療機関など顧客先への訪問の制限や商談の延期・中止など、販促活動に制約が生じたことで、治療機器事業の売上高は減収となりました。

治療機器事業の営業損益は、2008年にGyrus社を買収した際に計上した無形資産の償却が前期に終了したことにより、減価償却費が約52億円減少したことに加え、費用の効率化を進めたものの、減収や処置具の自主回収に関する費用として、約20億円を売上原価に計上したことや、社外転進支援制度の実施に伴う特別支援金等の費用として、約14億円をその他の費用に計上したこと等により、減益となりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比4.1%の減収、営業利益は前期比横ばいとなっています。

科学



売上高 **958億61百万円** (前期比8.9%減)

主要製品および事業内容 生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器の製造販売

科学事業の連結売上高は、958億61百万円(前期比8.9%減)、営業利益は49億49百万円(前期比50.5%減)となりました。

ライフサイエンス分野において、がん研究、再生医療向けを中心に、また、産業分野においては、半導体関連産業向けを中心に、中国で事業環境が回復し、第4四半期に販売が好調に推移しました。しかしながら、全体としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、航空産業等で設備投資意欲の減退が見られたことに加え、顧客先への訪問の制限や商談の延期・中止など、販促活動に制約が生じたことで、科学事業の売上高は減収となりました。

科学事業の営業損益は、費用の効率化を進めたものの、減収や新型コロナウイルス感染症の影響で生産量が減少した結果、生産拠点の操業度が低下したことに加え、社外転進支援制度の実施に伴う特別支援金等の費用として、約12億円をその他の費用に計上したこと等により、減益となりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比7.9%の減収、営業利益は前期比39.6%の減益となります。

その他

売上高 **91億77百万円** (前期比11.6%増)

主要製品および事業内容 生体材料の開発・製造・販売、新規事業の研究開発ほか

その他事業の連結売上高は、91億77百万円（前期比11.6%増）、営業損失は6億82百万円（前期は28億64百万円の営業損失）となりました。

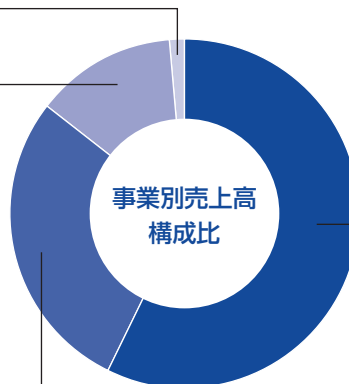
2020年11月に子会社化したFH ORTHO SAS（フランス）の売上17億35百万円が加わったことにより、増収となりました。

その他事業の営業損益は、2021年3月に当社子会社であったオリンパスRMS株式会社の発行済株式の全てをロート製薬株式会社に譲渡したことに伴う譲渡益17億70百万円をその他収益に計上したことにより、改善しました。

(注) 当社は、2021年1月1日付で、当社の完全子会社（以下、「映像新会社」）に対して、吸収分割の方法により当社の映像事業を承継させたくうえで、映像新会社の発行済株式の95%を日本産業パートナーズ株式会社が設立した特別目的会社であるOJホールディングス株式会社に譲渡しました。これに伴い、当期より、「映像事業」は非継続事業に分類しました。

その他
91億77百万円
1.3%

科学
958億61百万円
13.1%



内視鏡
4,194億66百万円
57.4%

治療機器
2,060億40百万円
28.2%

3. 財産および損益の状況の推移

		IFRS			
		2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高	(百万円)	786,497	793,862	755,231	730,544
営業利益	(百万円)	81,029	28,281	92,200	81,985
税引前利益	(百万円)	76,665	20,117	86,617	76,810
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	57,064	8,147	51,670	12,918
資産合計	(百万円)	978,663	932,030	1,015,663	1,181,017
資本合計	(百万円)	444,259	442,387	371,958	395,480
基本的1株当たり当期利益	(円)	41.71	5.97	39.37	10.05
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	324.25	323.06	288.39	306.72

- (注) 1. 当期の業績につきましては、前記「1 企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過およびその成果」(2頁)に記載のとおりです。
 2. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。このため、2018年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「基本的1株当たり当期利益」および「1株当たり親会社所有者帰属持分」は株式分割後の数値を表示しています。
 3. 当期より、映像事業を非継続事業に分類しています。これにより、売上高、営業利益、税引前利益は、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しています。なお、前期についても同様に組み替えて表示しています。

4. 資金調達および設備投資の状況

(1) 資金調達の状況

当社は2020年5月に長期借入金1,000億円を調達したほか、2020年7月に第26回無担保社債を250億円、第27回無担保社債を250億円起債しました。

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は、989億35百万円です。主なものは、内視鏡事業および治療機器事業における研究開発資産、デモ用備品、レンタル備品および生産機能の増強等です。なお、設備投資の金額には、IFRS第16号「リース」適用下における新規リース契約に伴う使用权資産の増加分394億36百万円を含んでいます。

5. 重要な企業再編等の状況

- (1) 当社は、2020年4月1日付で、当社の研究開発、製造・修理企画などの一部機能を、当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社に承継させる吸収分割を行いました。
- (2) 当社は、2020年12月29日（米国時間）付で、Veran Medical Technologies, Inc.（米国）の発行済株式の全てを、当社の連結子会社であるOlympus Corporation of the Americas（米国）を通じて取得し、完全子会社としました。
- (3) 当社は、2021年1月1日付で、当社の映像事業を、当社が新たに設立した完全子会社であるOMデジタルソリューションズ株式会社に吸収分割の方法により承継させたくえで、同社の発行済株式の95%を日本産業パートナーズ株式会社が設立した特別目的会社であるOJホールディングス株式会社に譲渡しました。
- (4) 当社は、2021年2月9日（中央ヨーロッパ時間）付で、Quest Photonic Devices B.V.（オランダ）の発行済株式の全てを、当社の連結子会社であるOlympus Winter & Ibe GmbH（ドイツ）を通じて取得し、完全子会社としました。
- (5) 当社は、2021年2月12日付で、同年10月1日を効力発生日（予定）として、当社の医療および科学事業の国内販売機能に関する権利義務を、当社の完全子会社であるオリンパスメディカルサイエンス販売株式会社に承継させる吸収分割を行うことを決定しました。
- (6) 当社は、2021年3月23日付で、当社の子会社であるオリンパスRMS株式会社の発行済株式の全てを、ロート製薬株式会社へ譲渡しました。
- (7) 当社は、2021年4月30日（中央ヨーロッパ時間）付で、Medi-Tate Ltd.（イスラエル）の株式取得に向けた最終契約を締結しました。2021年5月31日付で、同社の発行済株式の全て（ただし、当社が保有済みの株式を除きます。）を、当社の連結子会社であるOlympus Winter & Ibe GmbH（ドイツ）を通じて取得する予定です。

6. 対処すべき課題

当社グループは、2019年1月に企業変革プラン「Transform Olympus」を公表しました。また、2019年11月に経営戦略を公表し、製品（売上原価、研究開発）、コマーシャル（セールス・マーケティング、保守サービス）、コーポレート（コーポレート機能の間接費）の分野で大規模な効率改善を見込む、全社横断的な効率改善プログラムを推進し、持続的な成長と収益性を伴う真のグローバル・メドテックカンパニーを目指しています。

2022年3月期は、「グローバル・メドテックカンパニーとしての深化」をテーマに掲げ、当期に実行した企業変革の継続および定着のため、「医療ビジネスにおける収益性の高い成長戦略の深化」「Transform Olympusによる企業体質の更なる改善および基盤強化」「今後の成長を牽引する製品開発への着実な投資継続」「サステナブルな社会に資するESGへの取り組み」の4つの重点施策に取り組んでいきます。

なお、この度の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、当社グループの事業活動においては、医療機関など顧客先への訪問の制限や商談の延期・中止など、販売活動に影響が生じているほか、症例数の減少に伴う製品販売量の減少などの影響が生じています。このような状況に対し、当社グループではオンラインでのトレーニングやデモンストレーション、セミナーを継続的に実施しているほか、新たな環境に対応したソリューションの提供に努めています。引き続き、世界中の従業員、医療従事者の皆さま、患者さま、そして社会全体の健康と安全を守ることを最優先に製品とサービスの供給を継続し、可能な限りの対策を講じていきます。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(1) 戦略目標と業績指標

当社グループは、世界をリードするメドテックカンパニーへ成長し、革新的な価値によってすべてのステークホルダーにベネフィットをもたらし、世界の人々の健康に貢献することを戦略目標としています。この考え方にに基づき、年率5～6%の売上高成長率、20%を超える営業利益率を実現するため、着実に企業変革を推し進めていきます。

【戦略目標】

世界をリードするメドテックカンパニーへと成長し、革新的な価値によって患者さま、医療従事者の皆さま、医療機関、医療経済にベネフィットをもたらし、世界の人々の健康に貢献します。

【業績指標】



年率 **5-6%** の売上高成長率を持続



>20% の営業利益率* を目指す

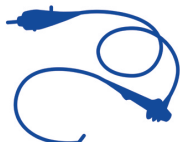


当社が注力する治療領域において
リーディングポジションを獲得
(消化器科、泌尿器科、呼吸器科)

* 特殊要因調整後

(2) 2022年3月期 経営方針

当社グループは、今後も持続的に高い収益性を伴った成長を実現し、これまで進めてきたグローバル・メドテックカンパニーへの「転換」から「深化」を図るため、以下4つの重点施策への取り組みを着実に進めていきます。



医療ビジネスにおける
収益性の高い成長戦略の
深化



Transform Olympusによる
企業体質の更なる改善
および基盤強化



今後の成長を
牽引する製品
開発への着実な
投資継続



サステナブルな社会に資する
ESGへの取り組み

7. 重要な子会社等の状況

次の重要な子会社4社を含む連結子会社は100社、持分法適用会社は3社です。

会社名	資本金または出資金	出資比率	主な事業内容
Olympus Corporation of the Americas	15千米ドル	100%	米州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Europa Holding SE	1,000千ユーロ	100%	欧州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	1,729,704千香港ドル	100%	アジア・オセアニアの関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus (China) Co., Ltd.	31,000千米ドル	100%	中国の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社

8. 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

(1) 当社の主要な事業所

本店	東京都八王子市
東京事業場	東京都新宿区（本社事務所）および東京都渋谷区
八王子事業場	東京都八王子市（技術開発センター）および東京都西多摩郡
長野事業場	長野県伊那市および上伊那郡
白河事業場	福島県西白河郡
支店	札幌、名古屋、大阪、神戸、広島、福岡
営業所	新潟、松本、静岡、金沢、京都、岡山、松山、鹿児島

(2) 主要な子会社の事業所

オリンパスメディカルシステムズ株式会社	東京都渋谷区（本社事務所：東京都八王子市）
会津オリンパス株式会社	福島県会津若松市
青森オリンパス株式会社	青森県黒石市
白河オリンパス株式会社	福島県西白河郡
Olympus Corporation of the Americas	米国ペンシルベニア州
Olympus Europa Holding SE	ドイツ連邦共和国ハンブルク市
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	中華人民共和国香港特別行政区
Olympus (China) Co., Ltd.	中華人民共和国北京市

9. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

事業	従業員数	前期比増減
内視鏡	14,243名 (389名)	230名 (△74名)
治療機器	7,269名 (179名)	381名 (△240名)
科学	3,551名 (169名)	△107名 (△7名)
その他	608名 (30名)	52名 (△10名)
本社管理	5,982名 (368名)	193名 (73名)
合計	31,653名 (1,135名)	749名 (△258名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者は含みます。また、臨時雇用者数の年間の平均人員を()内に外数で記載しています。
2. 映像事業については、当期において事業譲渡により連結の範囲から外れたため、上記記載からその項目を除外しています。映像事業の従業員の前期末からの減少数は4,270名です。
3. 当期より開示セグメント間における共通要員の集計方法を変更したため、前期比増減については、前期の数値を当期の集計方法に組替えて表示しています。
4. 従業員数には、2021年2月に実施した社外転進支援制度を利用して退職する842名が含まれています。

10. 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	902億44百万円
株式会社三菱UFJ銀行	625億71百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

- (1) 当社は、過去の損失計上の先送りに係る一連の問題の責任を明確にするため、取締役責任調査委員会および監査役等責任調査委員会を設置し、厳正かつ徹底した調査を行い、その結果に基づき、2012年1月に、旧取締役19名に対して上限36億10百万円（その後請求を拡張して上限43億29百万円）、旧監査役5名に対して10億円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起するとともに、2012年6月および2014年10月には同事案における社外協力者5名に対して3件合計12億円（その後請求を拡張して合計22億円）の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しました。

旧取締役19名に対する損害賠償請求訴訟では、2016年3月24日に旧取締役13名との間で、相手方が当社に対して解決金として合計72百万円を支払うこととする旨の裁判上の和解をし、当社に支払われました。残る旧取締役6名（うち1名は相続人3名）に対する損害賠償請求訴訟では、2017年4月27日に、東京地方裁判所にて、旧取締役6名が当社に対し587億86百万円を上限として、連帯して支払うよう命ずる判決（当該金額は、当社株主が共同訴訟参加した事件（両事件は併合）における請求認容額となります）が言い渡されましたが、当社は、旧取締役5名に対する請求の一部棄却部分を不服として、2017年5月11日に、東京高等裁判所に控訴を提起し、旧取締役からも控訴が提起されました（うち1名の旧取締役については、控訴取下げにより第一審判決が確定し、同判決に基づき同人から当社に対して37百万円が支払われました）。同控訴審では、2019年5月16日に、東京高等裁判所にて、旧取締役5名全員について取締役としての善管注意義務および忠実義務の違反を認めたとうえで、うち3名について当社に対する賠償責任を認め、594億5百万円を上限として、連帯して支払うよう命ずる判決（当該金額は、当社株主が共同訴訟参加した事件における請求認容額となります）が言い渡されましたが、残る2名については当社の請求が棄却されました。2019年5月28日、当社は、控訴審判決の内容について慎重に検討した結果、当社の請求が認められなかった旧取締役2名に対する請求棄却部分を不服として、最高裁判所に上告および上告受理申立てを行いました（当社の上告については、その後取下げ）。また当社に対する賠償責任が認められた3名の旧取締役のうち、2名については上告および上告受理申立てがなされ、残る1名については、控訴審判決が確定しました。2020年10月22日付で、最高裁判所より、当社の上告受理申立てについて、上告不受理の決定がなされ、また旧取締役2名の上告および上告受理申立てについて、上告棄却および上告不受理の決定がなされました。また、旧監査役5名に対する損害賠償請求訴訟では、2016年5月12日に旧監査役4名（うち1名はその相続人2名）および2016年11月28日に旧監査役1名との間で、相手方が当社に対して解決金として合計34百万円を支払う旨の裁判上の和解をし、現時点までに当社に支払われました。以上により、旧取締役および旧監査役に対する損害賠償請求訴訟は全て終了しました。

その他、社外協力者5名のうち、2名に対する損害賠償請求訴訟では2017年6月15日に、東京高等裁判所にて、連帯して当社に対し10億円を支払うよう命ずる控訴審判決が言い渡され、2019年2月26日に最高裁判所より上告棄却・上告不受理決定が下されて、確定しました。現在、当社から2名に対して追加の損害賠償を求めて、東京地方裁判所に別訴を提起しています。別の社外協力者1名に対する訴訟では、2018年9月25日に、東京地方裁判所にて、当社に対し2億円を支払うよう命ずる判決が言い渡され、同人が控訴して、東京高等裁判所に事件が係属していましたが、2019年10月18日に、当社に対して和解金として合計2億50百万円を支払う旨の裁判上の和解が成立し、2019年10月末までにうち1億円が、2020年9月末までに残額が当社に支払われました。残る社外協力者2名との訴訟では、2019年8月22日に、東京地方裁判所にて、連帯して当社に対し5億円を支払うよう命ずる判決が言い渡され、うち1名については控訴が取り下げられて確定し、他の1名については控訴されたため、当社が附帯控訴し請求額を10億円に拡張して、東京高等裁判所に事件が係属していましたが、2021年2月26日に、当社に対して和解金として合計12億円を支払う旨の裁判上の和解が成立し、2021年3月末までに全額が当社に支払われました。

- (2) 当社の中国現地法人であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下、「OSZ」) が、深圳市安平泰投展有限公司 (以下、「安平泰」) に委託したコンサルタント業務の対価に関し、2016年12月23日に、安平泰がOSZに対して、損害賠償等として約46億43百万円の支払いを求める訴訟を深圳市中級人民法院に提起しました。深圳市中級人民法院において2018年7月30日に判決が出され、OSZが安平泰に対し、損害賠償として、約33億57百万円およびその遅延損害金等を支払うことを命ずる判決が言い渡されました。OSZは、当該判決を不服として、2018年8月17日に広東省高級人民法院に控訴を提起しました。2020年7月1日、広東省高級人民法院は、安平泰側が請求の根拠とするコンサルタント業務に係る覚書等の有効性などの基本的な事実関係が不明確であるなどとして、OSZに損害賠償金等の支払を命じた第一審判決を取り消し、本案の審理を深圳市中級人民法院に差し戻す裁定を下しました。現在、深圳市中級人民法院にて本案が係属中です。
- (3) 当社の中国現地法人であるOlympus (China) Co., Ltd. (以下、「OCH」) とOSZは、Shenzhen YL Technology Co., Ltd. (以下、「YL」) との間で、OCHの保有するOSZの持分全部をYLが取得すること (以下、「本取引」) に関して2018年12月25日付で契約 (以下、「本契約」) を締結しました。その後、YLにより本取引に関する会社登記を進めていましたが、深圳市市場监督管理局 (以下、「本当局」) が本取引の会社登記を制限したことにより、YLによる会社登記業務は履行されなかったため、OSZは、本契約を2020年1月20日付で解除し、終了させました。
- なお、YLは本当局による会社登記の制限を不服として2020年4月15日付で本当局に対する行政訴訟 (以下、「行政訴訟 (对本当局)」) を提起しており、OSZは広東省深圳市塩田区人民法院 (以下、「塩田区人民法院」) の決定により、行政訴訟 (对本当局) に第三者として訴訟参加していました。その後、YLは、行政訴訟 (对本当局) の訴えの取り下げを申立て、2021年3月26日付で塩田区人民法院がこれを許可しました。これにより行政訴訟 (对本当局) は終了し、OSZによる第三者としての訴訟参加も終了しました。
- また、YLは、本当局がYLによる会社登記を制限したのは、深圳市科技创新委員会 (以下、「本委員会」) による指示に基づくものであるとし、2020年6月10日付で、本委員会に対する行政訴訟 (以下、「行政訴訟 (对本委員会)」) を提起しており、OSZは塩田区人民法院の決定により、行政訴訟 (对本委員会) に第三者として訴訟参加していました。その後、YLは、行政訴訟 (对本委員会) の訴えの取り下げを申立て、2021年3月30日付で塩田区人民法院がこれを許可しました。これにより行政訴訟 (对本委員会) は終了し、OSZによる第三者としての訴訟参加は終了しました。
- 一方、YLは、OSZに対しても民事訴訟を提起し、OSZは深圳市中級人民法院より送達された訴状を2020年5月28日に受領しました。当該民事訴訟は、YLがOSZの持分を取得し、OSZの持分権者であることの確認を求める訴えです。本訴訟について、OSZは、管轄権異議を申し立て、深圳市中級人民法院は、OSZによる管轄権異議を認め、2021年3月19日付でYLの訴えを却下しました。なお、YLはこれを不服として2021年3月28日付で広東省高級人民法院に控訴しました。
- (4) 当社は、当社の個人株主1名 (以下、「原告」) が、2020年2月4日、当社取締役および旧取締役ならびに旧監査役計11名 (以下、「被告」) に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟を東京地方裁判所に提起した旨の2020年3月25日付訴訟告知書を受領しました。被告は、当社取締役の竹内康雄、当社旧取締役の笹宏行、木本泰行、藤塚英明、蛭田史郎、西川元啓および平田貴一、当社旧監査役 (当社現取締役) の名取勝也、当社旧監査役 (当社旧取締役) の清水昌ならびに当社旧監査役の斎藤隆および名古屋信夫です。訴えの概要は、当社の中国現地法人であるOSZが、通関帳簿上の一部製品等の在庫数がマイナスになっている問題を解決するために中国企業との間でコンサルタント契約等を締結した事実に関し、かかる契約の締結を承認または黙認したこと等により発生した損害につき、任務懈怠があったとして、被告11名に対し、連帯して、総額16億円およびこれに対する遅延損害金を当社に支払うことを求めるものです。当社は、上記訴訟告知に対して、補助参加人として訴訟手続に関与し、原告の主張に対して適切に反論することを通じて、裁判所の適正なご判断をいただく必要があると判断し、2020年5月1日、被告らに補助参加することを決定しました。現在、東京地方裁判所にて本案が係属中です。

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 4,000,000,000株
2. 発行済株式総数 1,285,635,042株 (自己株式85,279,921株を除く)
3. 基準日現在の株主数 33,340名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	169,323,100株	13.17%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	92,419,874	7.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	73,115,000	5.69
日本生命保険相互会社	53,146,472	4.13
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	45,616,000	3.55
株式会社三菱UFJ銀行	43,522,344	3.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505010	42,787,084	3.33
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	33,854,835	2.63
MSCO CUSTOMER SECURITIES	23,495,015	1.83
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	18,376,712	1.43

(注) 持株比率は、自己株式 (85,279,921株) を控除して算出しています。

5. その他株式に関する重要な事項

自己株式の消却

当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を消却することを決議しました。

- ・消却する株式の種類 普通株式
- ・消却する株式の総数 71,620,630株 (消却前の発行済株式総数に対する割合5.22%)
- ・消却予定日 2021年6月4日
- ・消却後の発行済株式数 1,299,294,333株
- ・消却後の自己株式数 13,659,291株 (消却後の発行済株式総数に対する割合1.05%)

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および執行役の氏名等

(1) 取締役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	竹 内 康 雄	指 名 委 員 社長兼チーフエグゼク ティブオフィサー (C E O)	
社外取締役	藤 田 純 孝	取 締 役 会 議 長 指 名 委 員 長	古河電気工業株式会社取締役 日本CFO協会理事長
社外取締役	神 永 晋	報 酬 委 員 長	SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 株式会社デフタ・キャピタル取締役 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長 東レ株式会社取締役
社外取締役	木 川 理 二 郎	監 査 委 員	
社外取締役	岩 村 哲 夫	指 名 委 員 報 酬 委 員	
社外取締役	榎 田 恭 正	指 名 委 員 報 酬 委 員	有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員
社外取締役	名 取 勝 也	監 査 委 員 長	ITN法律事務所マネージング・パートナー グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 株式会社リクルートホールディングス監査役
社外取締役	岩 崎 淳	監 査 委 員	岩崎公認会計士事務所所長 井関農機株式会社取締役 日本ハム株式会社取締役
社外取締役	デイビッド・ロバート・ヘイル	指 名 委 員	ValueAct Capital Management L.P. パートナー Bausch Health Companies Inc. ディレクター
社外取締役	ジミー・シー・ビーズリー	報 酬 委 員	
取 締 役	シュテファン・カウフマン	チーフアドミニストレ イティブオフィサー (C A O)	
取 締 役	古 閑 信 之	監 査 委 員	

- (注) 1. 上記の取締役全員は、2020年7月30日付で就任しました。
2. 取締役藤田純孝、神永晋、木川理二郎、岩村哲夫、榎田恭正、名取勝也、岩崎淳、デイビッド・ロバート・ヘイルおよびジミー・シー・ビーズリーの各氏は、社外取締役です。
3. 取締役藤田純孝、神永晋、木川理二郎、岩村哲夫、榎田恭正、名取勝也、岩崎淳およびジミー・シー・ビーズリーの各氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出しています。
4. 取締役岩崎淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社では、執行役等へのヒアリングや内部監査機能等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握および各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、取締役古閑信之氏を常勤の監査委員として選定しています。
6. 当期中および当期末後における取締役の地位、担当および重要な兼職の主な変更は次のとおりです。

氏名	変更年月日	変更後の地位、担当および重要な兼職の状況	変更前の地位、担当および重要な兼職の状況
名取勝也	2020年12月7日	社外取締役 ITN法律事務所マネージング・パートナー 三井海洋開発株式会社取締役 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 株式会社リクルートホールディングス監査役	社外取締役 名取法律事務所長 三井海洋開発株式会社取締役 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 株式会社リクルートホールディングス監査役
	2021年3月23日	社外取締役 ITN法律事務所マネージング・パートナー グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 株式会社リクルートホールディングス監査役	社外取締役 ITN法律事務所マネージング・パートナー 三井海洋開発株式会社取締役 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 株式会社リクルートホールディングス監査役

(2) 執行役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役	竹 内 康 雄	社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)
執行役	ナ チ ョ ・ ア ビ ア	チーフオペレーティングオフィサー (COO)
執行役	田 口 晶 弘	チーフテクノロジーオフィサー (CTO)
執行役	武 田 睦 史	チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)
執行役	シュテファン・カウフマン	チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO)

- (注) 1. 執行役のうち竹内康雄およびシュテファン・カウフマンの両氏は、取締役を兼務しています。
2. 当社は執行役員制度を採用しており、2021年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
常務執行役員	阿 部 信 宏	執行役員	田 代 芳 夫
常務執行役員	吉 益 健	執行役員	江 口 和 孝
執行役員	北 村 正 仁	執行役員	長 谷 川 晃
執行役員	小 林 哲 男	執行役員	楠 田 秀 樹
執行役員	大 久 保 俊 彦	執行役員	櫻 井 友 尚
執行役員	土 屋 英 尚	執行役員	大 月 重 人
執行役員	齊 藤 吉 毅	執行役員	後 藤 正 仁
執行役員	齊 藤 克 行	執行役員	楊 文 蕾
執行役員	安 藤 幸 二	執行役員	フランク・ドレパロウスキー

- (注) 1. 2020年12月31日付で次の執行役員が退任しました。
執行役員 杉本 繁実
2. 2021年3月31日付で次の執行役員が退任しました。
常務執行役員 阿部 信宏
常務執行役員 吉益 健
執行役員 北村 正仁
3. 2021年4月1日付で次の執行役員を新たに選任しました
執行役員 河野 裕宣
執行役員 アンドレ・ローガン

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社（国内、アジア）の役員および管理職従業員であり、保険料は全額当社が負担しています。当該保険契約により、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。

4. 取締役および執行役の報酬等の額

(1) 取締役および執行役の報酬等の総額

役員区分		報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	社内	717	450	182	86	5
	社外	149	129	—	20	10
	計	866	578	182	106	15
執行役		431	191	173	67	3

- (注) 1. 基本報酬は当期に支払った金額、業績連動報酬等は当期を対象期間とした短期インセンティブ報酬額(2021年7月に支給予定)、非金銭報酬等は当期に費用計上すべき長期インセンティブ報酬額を記載しています。なお、業績連動型株式報酬(PSU)の額87百万円は非金銭報酬等のみ計上し、業績連動報酬等には計上していません。
2. 執行役は上記の3名のほかに2名(取締役兼務)いますが、その者の報酬等は取締役に含めて記載しています。
3. 当社は、執行役を兼務しない取締役に對して業績連動報酬を支給していません。
4. 上記の社内取締役には、2020年7月30日開催の2020年3月期(第152期)定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役2名を含んでいます。また社外取締役に、同定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでいます。
5. 社外取締役1名から報酬辞退の申し出があり、報酬委員会として支給しないことを決定しました。ただし上記社外取締役の員数には含めて記載しています。

(2) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、指名委員会等設置会社として、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会が当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針、報酬等の内容、報酬規程に関する事項等を審議・決定しています。

報酬委員会は当期に係る報酬等の内容についても、取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針と報酬等の内容および額の決定方法の整合性、また当該決定方法に数値その他の関係する要素を当てはめて報酬等の内容および額を導き出す過程の合理性など、報酬等の決定に関する事項について審議を行ったうえで決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、報酬委員会は、客観的かつ専門的な立場からの情報提供および検討支援を目的に、グローバルに展開する独立報酬コンサルタントのPay Governance社を採用し、同社は報酬委員会の全ての回に陪席しました。

① 役員報酬の基本方針

当社の役員報酬は、役員に「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針としています。

② 報酬水準

優秀な人材の確保・保持を可能とする競争力のある報酬水準とするべく、客観的な外部データ、評価データ、経済環境、業界動向および経営状況等を勘案したうえで、役割責任に応じた妥当な報酬水準を設定しています。具体的には、グローバル・メドテックカンパニーの報酬水準や役員の出身国におけるメドテックカンパニーの報酬水準等をベンチマークとして設定し、毎期、相対比較して決定します。

③報酬体系

<取締役>

■取締役の種類別報酬割合

経営を監督する立場にあることから、取締役報酬は固定報酬として基本報酬（BS：Base Salary）を支給します。さらに、取締役会や各委員会および執行との様々な接点において、企業価値創造にも貢献していることから、その対価として非業績連動型の株式報酬を支給しています。

株式報酬は事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU: Restricted Stock Unit）とし、日本居住者は退任時に権利確定とします。日本非居住者の権利確定は、各地域における株式報酬の一般的な方法に準じて個別に設定します。

また、株式報酬の額は、日本居住者、日本非居住者とも同額の300万円とし、株主総会における就任時の株価で支給株数を算出し、権利確定後にその株数を支給します。

取締役	基本報酬 (BS)	長期インセンティブ報酬 (LTI)
	81~91%	RSU 9~19%

(注) 1. 上記の図は日本出身の取締役について種類別報酬割合を図示したものです。日本以外の出身者については、RSU支給額は日本出身者と同水準ですが、報酬総額に違いがあるため種類別報酬割合が異なります。

2. 執行役を兼務する者について、日本出身者に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬を執行役報酬とは別に支給します。日本以外の出身者に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬は執行役報酬に含めて支給します。また、執行役を兼務する者は執行役報酬にRSUが設定されているため、取締役報酬としてのRSUは支給しません。

<執行役>

経営戦略を達成し企業価値を創造するためには、有能な経営人材を確保し、その能力を十分に発揮してもらう報酬制度が必須です。そのために以下の考え方で報酬制度を決定しています。なお、この項における執行役には、取締役を兼務する執行役も含んでいます。

1. グローバル・メドテックカンパニーに対抗しうる、より強力なインセンティブプログラムとする。
2. 経営戦略と整合性のあるインセンティブプログラムとする。
3. 長期インセンティブ報酬（LTI：Long Term Incentive）を活用し、価値創造とパフォーマンス評価を重視したプログラムとする。
4. 日本の大手グローバル企業と比較して競争力のある基本報酬（BS）を支給する。
5. クローバック条項や株式保有ガイドラインを導入し、インセンティブに対する健全な管理を確保する。
6. チャレンジングかつアチーブバブルな目標設定により、執行役のモチベーションを向上させる。

グローバル経営に責任を持つ執行役の報酬設計の考え方は、標準化されたグローバルな報酬システムが望ましいですが、地域による役員報酬水準の違いにより、日本の報酬水準で有能な人材を引き付け、維持することは困難です。そのため全ての執行役の報酬は同様の構成としますが、実際の報酬水準は、執行役の出身国における報酬水準の違いを勘案して決定します。

■執行役の種類別報酬割合（変動報酬に係る目標達成率がすべて100%の場合）

執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬（BS）、期毎の業績に連動する短期インセンティブ報酬（STI：Short Term Incentive）、および長期インセンティブ報酬（LTI）の組み合わせとしています。そして中長期的な企業価値および株主価値を向上するための経営戦略の達成に重点を置き、業績連動報酬、特に長期インセンティブ報酬（LTI）の比率を高めた以下の構成とし、これにより短期インセンティブ報酬（STI）および長期インセンティブ報酬（LTI）の標準額を決定しています。

代表執行役 BS：STI：LTI = 1：1：2

執行役 BS：STI：LTI = 1：1：1.5

なお、長期インセンティブ報酬（LTI）は事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）と業績連動型株式報酬（PSU：Performance Share Unit）から構成され、事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）25%、業績連動型株式報酬（PSU）75%の割合としています。

報酬全体の構成比率は以下のとおりです。

代表執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) [賞与]	長期インセンティブ報酬 (LTI)	
			RSU	PSU
	25%	25%	13%	37%

(注) 上記の図は執行役割に対する報酬の種類別報酬割合です。取締役を兼務する者の監督役割に対する報酬は含んでいません。

執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) [賞与]	長期インセンティブ報酬 (LTI)	
			RSU	PSU
	28.5%	28.5%	11%	32%

(注) 日本以外の出身者には、個人別に従前の報酬契約との調整を図るための一時金やセバランス・ペイ、その他に住宅手当や年金等が設定されています。

■非金銭報酬 事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）

事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）は、譲渡制限期間を3年とし、長期インセンティブ報酬（LTI）の標準額（基本報酬に1.5または2を乗じた金額）の25%に相当する株数を譲渡制限期間の開始時点で決定し、3年経過後にその株数を支給します。

■業績連動報酬等に関する事項① 短期インセンティブ報酬（STI）

【評価指標、評価ウエイトおよび選定した理由】

短期インセンティブ報酬（STI）の標準額は、基本報酬（BS）と同額とし、対象期の終了後に報酬委員会で指標についての業績を評価のうえ、支給率および支給額を決定します。

- 当期については新型コロナウイルス感染症の拡大により、当初設定した財務指標の目標設定が困難であることから、非財務指標である戦略目標の割合を増加させました。また財務指標として設定していた営業利益は、外部環境の影響を大きく受ける指標であることにより、営業利益にも深く関連する一般管理費を指標として設定することが適切と判断しました。
- 売上高、一般管理費および戦略目標の構成比率を以下としました。

売上高	一般管理費	戦略目標
20%	20%	60%

(注) 前期に設定した指標の構成比率は、売上高30%、営業利益50%、戦略目標20%でした。

c. 支給上限

株主との価値の共有を図るため、前期および当期の最終30営業日の平均株価によりTSRを算出し、支給上限としました。

d.売上高：20%

新型コロナウイルス感染症が拡大している事業環境においても、中長期の経営戦略目標を達成するための重要な指標として設定しました。

目標100%達成で100%支給、達成率=支給率とし、下限70～上限130%支給の評価テーブルとしました。

e.一般管理費：20%

営業利益に深く関連する指標であるとともに、将来の成長のために投資を確実に実施する必要があることにより、指標として設定しました。

一般管理費の実績を105～92%の範囲で支給率70～130%の段階的な評価テーブルとし、実績が100%で100%支給、実績が105%を超える場合に下限の0%、実績が92%を下回る場合は上限の130%支給としました。

f.戦略目標：60%

2020年6月に開示した以下の「2021年3月期に取り組み予定の施策」を中心に設定し、全執行役共通の目標としました。また、施策ごとに達成度に対する支給率を0～200%で設定しています。

- ・事業ポートフォリオの選択と集中
- ・固定費の構造改革
- ・次世代消化器内視鏡システム「EVIS X1（イーヴィス・エックスワン）」の確実な市場導入
- ・今後の成長を牽引する新製品開発への着実な投資継続
- ・効率的な研究開発

【実績】

業績連動報酬等 (STI)		目標値	実績値	達成率	支給率
業績評価指標	売上高 (20%)	6,695億円	7,154億円	107%	21.4%
	一般管理費 (20%)	3,842億円	3,589億円	120%	24%
	戦略目標 (60%)	—	—	111%	66.6%

(注) 1. 売上高は、為替調整の後、当期中に事業譲渡した映像事業分を除きます。

2. 一般管理費は、為替調整の後、当期中に事業譲渡した映像事業分およびその他の損益を除きます。

a.支給上限は、前期および当期の最終30営業日の平均株価により算出したTSRに基づき、131.5%となりました。

b.以上により、支給率は各業績評価指標の支給率の合計112%となりました。また、この支給率を業績連動報酬 (STI) 標準額に乘じ支給額を決定しました。

■業績連動報酬等に関する事項② 非金銭報酬 業績連動型株式報酬 (PSU)

業績連動型株式報酬 (PSU) は、長期インセンティブ報酬 (LTI) の標準額の75%に相当する株数を、業績評価期間開始時の株価に基づき決定し、目標期間終了後にパフォーマンスに応じた株数を支給するものです。

まず、当期を評価対象期間終了事業年度とする業績連動型株式報酬 (PSU) について記載します。

【評価指標および選定した理由】

2019年3月期を評価対象期間開始事業年度とし当期を評価対象期間終了事業年度とする業績連動型株式報酬 (PSU) に関しては、中長期の成長性と収益性を高める意欲を刺激しその結果に報いることを目的に、対象期間は3事業年度とし、業績評価指標を、①売上高成長率の対象期間平均、②親会社の所有者に帰属する当期利益 (以下、「当期利益」) の対象期間合計額としていました。また、対象期間終了時における目標達成度に応じて、0～150%の範囲で調整した金額に相当する数の当社の普通株式を交付するように設定していました。

【実績】

実績値が目標値の下限を下回ったため、支給率は0%となりました。

業績評価指標	目標値	下限値	実績値	支給率
当期利益の対象期間合計額	2,919億円	1,459億円	727億円	0%
売上高成長率の対象期間平均	6.4%	3.2%	0.2%	0%

(注) 1. 当期利益の合計額には、2019年3月期および2020年3月期の映像事業分を含み、当期の映像事業分を含みません。

2. 売上高成長率の実績値には、全期間を通して映像事業分を含みません。

次に、当期を評価対象期間開始事業年度とし2023年3月期を評価対象期間終了事業年度とする業績連動型株式報酬 (PSU) について記載します。

【評価指標、評価ウエイトおよび選定した理由】

a. 評価指標および評価ウエイトを以下としました。

営業利益率 40%	ROIC 15%	EPS成長率 15%	相対TSR 20%	戦略目標 10%
--------------	-------------	---------------	--------------	-------------

b. 営業利益率：40%

経営戦略の財務ガイダンスとしている営業利益率を、業績評価の指標として設定しました。目標達成をもって100%支給とします。0～200%支給の評価テーブルは、ピアグループとの相対比較で、合理的に設定したロジックをもとに算出しています。

c. ROIC：15%

経営戦略の財務ガイダンスとしているROICを、業績評価の指標として設定しました。目標達成をもって100%支給とします。0～200%支給の評価テーブルは、営業利益率の評価テーブルと合理的に整合したロジックをもとに算出しています。

d. EPS成長率：15%

経営戦略の財務ガイダンスとしているEPS成長率を、業績評価の指標として設定しました。0～200%支給の評価テーブルは、営業利益率の評価テーブルと合理的に整合したロジックをもとに算出しています。

e. 相対TSR：20%

株主と経営陣の双方の視点から長期の業績と報酬を連動させる重要な基準である相対TSRを、業績評価の指標として設定しました。

グローバル・メドテックカンパニー20社をピアグループとして設定し、自社のTSRのランクが50%水準に位置した場合に100%支給としています。0～200%支給の評価テーブルは、ピアグループとの相対比較で、合理的に設定したロジックをもとに算出しています。

f. 戦略目標 (ESG)：10%

経営戦略で取り組み強化を表明しているESGに関する指標として、DJSI (Dow Jones Sustainability Index) のIndexを評価指標として設定しました。

DJSIの評価結果は、ランクの上位から“World Index (W) ”、“Asia Pacific Index (AP) ”、“Non-Index (N) ”となります。1年目、2年目の結果を考慮し、3年目に獲得するIndexを重視した評価テーブルを設定し、支給率200%、150%、100%、50%、0%を決定します。

■ クローバック条項

経営層 (執行役) の無謀な投資や不正会計処理の抑止力とすることを目的に、クローバック条項を設定しています。クローバックの対象は、執行役の短期インセンティブ報酬 (STI) および長期インセンティブ報酬 (LTI) で、以下の事象が発生した場合にクローバックを発動させます。

a. 報酬の前提となる情報が誤っているまたは異なっていることが発覚したことに起因して、本来支給されるべきであった報酬額との差額の返還を求める事象

b. 義務違反等が発生した場合の一種の制裁措置として、支給済みの報酬額の返還を求める事象

なお、個別事象に対するクローバックの適用の最終決定は報酬委員会が行い、取締役会に報告します。

(3) 2022年3月期執行役報酬内容について

当社は2020年3月期報酬委員会にて当期以降の新たな報酬制度を決定しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による事業環境への影響も鑑み、報酬委員会にて報酬制度の見直しの必要性について検討、審議を行った結果、2022年3月期の執行役に対する短期インセンティブ報酬(STI)および長期インセンティブ報酬(LTI)の改定および事後交付型譲渡制限付株式報酬「Transformational FY22-RSU」の付与を決定しました。

①短期インセンティブ報酬(STI)

長期的、戦略的な取り組みを各年度内で着実に実施する事が重要であることから、短期インセンティブ報酬(STI)の目標のうち戦略目標の構成比率を増加させることとしました。

営業利益：売上高：戦略目標＝40：30：30

営業利益 40%	売上高 30%	戦略目標 30%
-------------	------------	-------------

(注) 当期に設定していた指標の構成比率は、営業利益50%、売上高30%、戦略目標20%でした。

②長期インセンティブ報酬(LTI)

当期に設定した新報酬体系における長期インセンティブ報酬(LTI)は、25%を事後交付型譲渡制限付株式報酬(RSU)、75%を業績連動型株式報酬(PSU)としました。評価期間はいずれも3年間です。これに対し新型コロナウイルス感染症の拡大は、2019年11月に発表した経営戦略の1年目(当期)の取り組みに大きな影響を与え、2年目(2022年3月期)の事業環境の不確実性を増加させることになりました。そのため2022年3月期にスタートし、2024年3月期を最終年度とする長期インセンティブ報酬(LTI)の事後交付型譲渡制限付株式報酬(RSU)と業績連動型株式報酬(PSU)の比率に関する議論を行い、長期インセンティブ報酬(LTI)として、事後交付型譲渡制限付株式報酬(RSU)を40%、業績連動型株式報酬(PSU)を60%とすることを決定しました。

RSU 40%	PSU 60%
------------	------------

③事後交付型譲渡制限付株式報酬「Transformational FY22-RSU」

報酬委員会は、経営に責任を持つ執行役が高い意欲をもって経営戦略の達成に取り組み、創出した成果に対し適切な報酬を支給することが、その後の企業価値の最大化、株主価値の向上につながると考えます。2019年11月に発表した経営戦略は、「2016経営基本計画(16CSP)」に置き換わるものであり、当社が長期的に目指す方向性に合わせて大きく進化しています。なお、2019年3月期から当期までの3年間を評価対象期間とする業績連動型株式報酬は、「2016経営基本計画(16CSP)」をベースに設定し、業績評価指標の実績値が下限値を下回ったため支給がありませんでした。

2020年3月期以降、経営戦略に基づき、企業変革プラン「Transform Olympus」として進めている様々な改革テーマや当期に実施した映像事業の譲渡による一時費用、および新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等を考慮すると、業績評価指標の実績値は役員報酬に連動する業績目標値を下回ったものの、執行役による経営努力により、2022年3月期以降につながる成果を創出していると報酬委員会は判断しました。

執行役の上記成果や経営努力を鑑み、さらに不確実な事業環境の中で、執行役が2022年3月期以降も企業価値の最大化、株主価値の向上に引き続き邁進するとともに、株主との利害共有を一層強化するための株式保有を促すものとして、有効な報酬を支給することが必要と考えました。そこで報酬委員会は独立報酬コンサルタントのPay Governance社とも協議のうえ、報酬委員会の裁量で以下のとおり、事後交付型譲渡制限付株式報酬として「Transformational FY22-RSU」を付与することを決定しました。

1.付与対象者

チーフエグゼクティブオフィサー (CEO) およびチーフテクノロジーオフィサー (CTO)

2.付与形態

「Transformational FY22-RSU」のユニット付与日を2021年4月1日とし、3年後または会社都合による退任時に権利確定します。会社都合によらない退任の場合には、報酬委員会が対応を決定します。

3.付与ユニット数

2022年3月期の基本報酬の18%を「Transformational FY22-RSU」の標準額とします。付与日の前営業日の株価で支給株数を算出し、権利確定後にその株数を支給します。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	藤 田 純 孝	古河電気工業株式会社取締役 日本CFO協会理事長
社 外 取 締 役	神 永 晋	SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 株式会社デフタ・キャピタル取締役 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長 東レ株式会社取締役
社 外 取 締 役	榎 田 恭 正	有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員
社 外 取 締 役	名 取 勝 也	ITN法律事務所マネージング・パートナー グローバル・ワン不動産投資法人監督役員 株式会社リクルートホールディングス監査役
社 外 取 締 役	岩 崎 淳	岩崎公認会計士事務所長 井関農機株式会社取締役 日本ハム株式会社取締役
社 外 取 締 役	デイビッド・ロバート・ヘイル	ValueAct Capital Management L.P. パートナー Bausch Health Companies Inc. ディレクター

- (注) 1. 藤田純孝、神永晋、榎田恭正、名取勝也および岩崎淳の各氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
 2. デイビッド・ロバート・ヘイル氏の重要な兼職先のうち、ValueAct Capital Management L.P.が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.は、当社の株式を保有しています。なお、Bausch Health Companies Inc.と当社との間には、特別な関係はありません。
 3. 本項目については、2020年7月30日開催の2020年3月期（第152期）定時株主総会終結の日の翌日以降、当期末日までの期間中に在任した者のうち兼職のある者について記載しています。

(2) 当期における主な活動状況

当社の社外取締役は、取締役会が決定した当社の経営の基本方針に基づき、株主からの付託を受けて会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、取締役および執行役の職務をモニタリングするとともに、経営陣から独立した立場で、また様々なステークホルダーの視点をもって意見および提言を行っています。

	出席状況		発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 藤田 純孝	取締役会 指名委員会	18回／18回 12回／12回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。また、取締役会議長として、取締役会の監督機能の強化を目指し、中長期的な経営戦略、事業ポートフォリオの見直し等の重要な議案に注力するよう、取締役会をリードしています。加えて、社外取締役だけの会合を定期的に実施し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識の共有を図るとともに、毎回の取締役会の終了後に社外取締役のみでExecutive Sessionを開き、その日の審議案件に基づく課題や今後取締役会で深掘りすべき論点等について意見交換し、その内容を議長としてCEOにフィードバックしています。さらに、指名委員会委員長として、取締役選任やサクセッションプランの重要性を十分に認識し、委員会の運営を推進しています。
取締役 神 永 晋	取締役会 報酬委員会	18回／18回 11回／11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、先端技術分野のグローバル事業展開に長く携わった経験に基づいた様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会委員長として、中長期的な経営目標と整合性のある報酬制度の策定と運用および役員報酬の決定を主導するなど、委員会の運営を推進しています。
取締役 木 川 理二郎	取締役会 監査委員会	18回／18回 26回／26回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、豊富なグローバル経営の経験から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、監査委員会委員として、取締役および執行役の職務執行の監査を行っています。
取締役 岩 村 哲夫	取締役会 指名委員会 報酬委員会	18回／18回 12回／12回 11回／11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、豊富なグローバル経営の経験から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬に係る事項等を決定しています。

	出席状況	発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 榎田 恭正	取締役会 18回/18回 指名委員会 12回/12回 報酬委員会 11回/11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、ヘルスケア業界における経営者としての経験から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬に係る事項等を決定しています。
取締役 名取 勝也	取締役会 18回/18回 監査委員会 26回/26回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、企業経営者としての豊富な経験および幅広い知識ならびに弁護士としての専門的な観点から、意見および提言を行っています。また、監査委員会委員長として、取締役および執行役の職務執行の監査を主導し、委員会の運営を推進しています。
取締役 岩崎 淳	取締役会 18回/18回 監査委員会 24回/26回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、公認会計士としての専門的な観点から、意見および提言を行うとともに、KAM（監査上の主要な検討事項）の適用にあたり、専門家として取締役会をはじめ、監査委員会や当社の監査法人との意見交換の場において積極的な発言を行いました。また、監査委員会委員として、取締役および執行役の職務執行の監査を行っています。
取締役 デイビッド・ロバート・ヘイル	取締役会 18回/18回 指名委員会 12回/12回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、多様な業界における経験豊富な経営コンサルタントおよび投資家として、グローバルな資本市場やヘルスケア業界における知見から意見および提言を行っています。また、指名委員会の委員として、取締役の選任に関する議案の内容を決定しています。
取締役 ジミー・シー・ピースリー	取締役会 18回/18回 報酬委員会 11回/11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、ヘルスケア業界におけるグローバルでの事業経験および経営陣としての豊富な経験から意見および提言を行っています。また、報酬委員会の委員として、役員報酬に係る事項等を決定しています。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区 分	支給額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	266百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	289百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠など必要な情報の入手および検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしました。
3. 当社の重要な子会社であるOlympus Corporation of the Americas、Olympus Europa Holding SE、Olympus Corporation of Asia Pacific LimitedおよびOlympus (China) Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務として、各種アドバイザリー業務を委託し、その対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合、必要に応じて、監査委員会は、監査委員全員の同意により解任します。

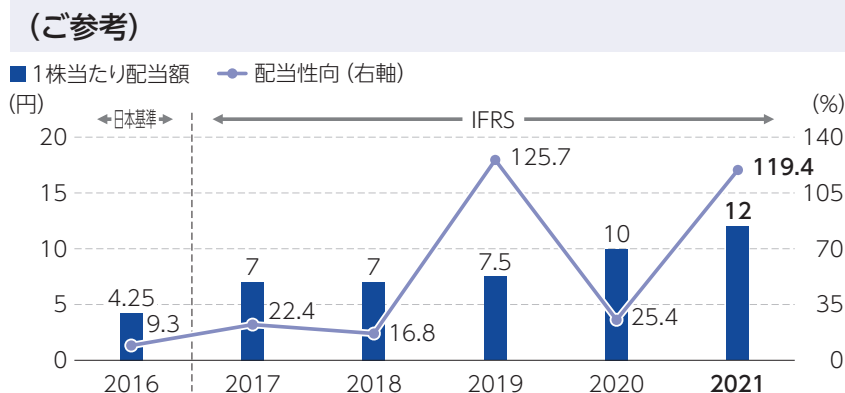
また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象が生じたことにより、当社における監査が適切に実施されないと認められる場合、その他必要があると判断した場合には、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの持続的な成長を実現させるため、事業成長等への投資を優先しつつ、株主価値を考慮した積極的な株主還元を実施することとし、配当については還元の基礎部分として安定的な実施を基本方針としています。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2021年5月7日開催の取締役会決議により、前期より2円増配の1株当たり12円としました。効力発生日および支払開始日は、2021年6月3日です。

なお、当社は、2020年7月30日開催の2020年3月期（第152期）定時株主総会決議により、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能である旨を定款に定めています。



(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しています。上記1株当たり配当額は株式分割実施後の基準に換算し記載しています。

6. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 新株予約権の内容の概要

発行決議日	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	対象者
2013年8月8日 (第1回)	401個	普通株式 160,400株	1株当たり 735円	1株当たり1円	(注)1.	取締役および 執行役員
2014年6月26日 (第2回)	410個	普通株式 164,000株	1株当たり 907円	1株当たり1円	(注)1.	取締役および 執行役員
2015年6月26日 (第3回)	387個	普通株式 154,800株	1株当たり 1,104円	1株当たり1円	(注)1.	取締役および 執行役員
2016年6月28日 (第4回)	395個	普通株式 158,000株	1株当たり 896円	1株当たり1円	(注)1.	取締役および 執行役員

(注) 1.①新株予約権者は、当社の取締役、執行役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年に限って新株予約権を行使することができません。

②その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。

2. 「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により上記新株予約権の数のうち第1回新株予約権が10個、第2回新株予約権が10個、第3回新株予約権が3個、第4回新株予約権が15個、それぞれ減少しています。

3.2019年4月1日付で行った普通株式1株を4株にする株式分割により、「目的である株式の数」を調整しています。

2. 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

発行回次	区分	個数	目的となる株式の種類および数	保有者数
第1回新株予約権	取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	54個	普通株式21,600株	3名
第2回新株予約権	取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	54個	普通株式21,600株	3名
第3回新株予約権	取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	56個	普通株式22,400株	3名
第4回新株予約権	取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	56個	普通株式22,400株	3名

(注) 2019年4月1日付で行った普通株式1株を4株にする株式分割により、「目的となる株式の数」を調整しています。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、当社の執行役および使用人ならびにオリンパスグループの取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めます。また、経営理念に基づき、オリンパスグローバル行動規範および各種の規程類を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (2)当社は、コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス機能の責任者（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括機能を設置します。統括機能は「コンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、使用人は、法令違反等が発生または発生する可能性があるかと判断した場合、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口をはじめ、各地域に設置された通報受付窓口を活用し、通報することができます。
- (3)当社は、CEOをCSR責任者とし、オリンパスグループにおけるCSR活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行っています。また、当社は高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグローバル行動規範に沿った取り組みを推進します。
- (4)当社は、CEO直轄の内部監査機能を設置します。内部監査規程に基づき内部監査機能は、リスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性等につき内部監査を実施します。内部監査機能は、オリンパスグループの内部監査結果を当社のCEOおよび監査委員会に報告します。
- (5)当社は、主要な子会社に取り締役および監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。
- (6)当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、内部監査機能において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
- (7)当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)当社は、法令および文書管理規程等の規程類に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
- (2)取締役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、取締役会およびグループ経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。
取締役会は、経営の基本方針、内部統制システムに係る事項、その他の重要事項および重要な業務執行に関する事項を決定する他、執行役に委任する事項を決定します。また、執行役は、取締役会で決議する事項以外の重要事項については、意思決定を行い、取締役会に報告を行います。
- (2)当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する機能を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
- (3)当社は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、オリンパスグループの事業活動に伴う重大リスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限に留めるためのリスクマネジメントシステムを整備し、その適切な運用および管理にあたります。
また、リスクマネジメント運用規程に従い、オリンパスグループの担当機能においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。企業倫理違反ならびに震災、火災および事故等の重大なリスクが発生した場合、担当機能は、執行役および関係者に緊急報告を行い、CEOが対策を決定します。

4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。取締役会はその他の重要事項を決定し、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化および効率化を図るため、執行役に委任します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督します。
- (2)取締役会は、執行役の職務の分担を決定します。また、その職務の執行状況について少なくとも四半期に1回報告を受けます。
- (3)取締役会は、職務権限規程、組織規程および関連する規程類により、主要な職位の責任と権限について承認します。また、主要な職位から職務の執行状況について報告を受けます。
- (4)当社は、オリンパスグループの財務運営の基礎となる財務方針を規定したグループ財務規程を定め、オリンパスグループの財務面でのガバナンスを強化するとともに、子会社を含むオリンパスグループにおける資金、為替、金融機関取引の統括および管理を実施します。

5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1)当社は、関係会社管理規程および関連する規程類により子会社に関する管理基準を明確化したうえで、地域統括会社の社長がグループ各社の経営状況のレビューを行い、レビュー結果を定期的に当社の社長に報告します。
- (2)当社は、連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。

- (1)取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。
- (2)監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。

7. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

- (1)当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、法令および定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、直接または担当機能を通じすみやかに当社の監査委員会に報告します。その他、法令および監査委員会規程等に基づき、監査委員会がオリンパスグループの取締役、執行役および使用人等に対して報告を求めたときは、当該取締役、執行役および使用人等はすみやかに監査委員会に報告します。
- (2)当社は、コンプライアンスマネジメントシステム規程に従い、オリンパスグループにおける重要なコンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス機能の責任者が取締役会に報告します。また、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告します。
- (3)当社の内部監査機能は、定期的に当社監査委員会に対してオリンパスグループにおける内部監査の状況を報告します。また、コンプライアンス機能の責任者は、コンプライアンスに関する状況を監査委員会に対して定期的に報告します。

8. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、規程類を定め、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、規程類を定め、監査委員による職務の執行に伴う費用の前払または償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出します。

10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)当社の取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
- (2)当社は、監査委員会が取締役、執行役および会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。
- (3)当社は、監査委員会が監査委員を重要な会議に出席させ、意見を述べる機会を確保します。
- (4)監査委員会と内部監査機能は緊密に連携するとともに、必要に応じて監査委員会が内部監査機能に指揮・命令権を行使できるものとします。
- (5)当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

(注) 2020年6月24日開催の取締役会の決議により、2020年7月30日付で、現状の組織体制に合わせ内容を一部改定しています。上記には、改定後の内容を記載しています。

8. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、取締役会が取締役および執行役の職務の執行を監督する際の基本方針となる「経営の基本方針」を定めています。また、オリンパスグローバル行動規範を制定しており、規程類の制定ならびに改定を行いました。
- ・当社は、グローバルコンプライアンスリーダーシップチームミーティングを開催し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの指示の下、グローバルでの重要施策を確認しました。また、従業員に対するコンプライアンス研修を実施しました。
- ・当社は、多言語で24時間対応可能なグローバル通報受付窓口のほか、内部通報受付窓口を各地域に設置しています。また、従業員に対し内部通報制度の周知と意識啓発を図りました。
- ・当社は、企業変革プラン「Transform Olympus」の下、ESGに関する取り組みを強化・推進しました。また、ESG推進強化のため、役員の業績連動報酬の評価指標における長期インセンティブ報酬の一部に、戦略目標としてESG評価機関による評価結果を連動しました。
- ・当社の内部監査機能は、内部監査規程に基づき、監査計画について取締役会および監査委員会に付議するとともに、監査実施状況等についてCEOおよび監査委員会ならびにグループ経営執行会議に報告しました。また、財務報告に係る内部統制の評価実施方針に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用状況を取締役に報告しました。
- ・当社は、主要な子会社に取り締役および監査役を派遣しているほか、子会社の重要事項についてはオリンパスグローバルルールである職務権限規程および各地域のRegional Control Frameworkに基づき、当社において審議しました。
- ・当社は、当社および子会社の取引に関して反社会的勢力排除規程に基づいた調査を実施しました。

2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、文書管理規程に基づき、取締役会議事録、有価証券報告書および規程類等の作成および保存を行いました。
- ・取締役は、重要な文書を必要ときに常時閲覧しています。

3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、経営戦略や事業計画等のオリンパスグループの重要事項について、グループ経営執行会議で十分な審議を行ったうえで取締役会に上呈しています。執行役は、取締役会から委任された事項について職務権限規程に基づき意思決定を行うとともに、取締役会に報告しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により実開催が困難な状況になりましたが、グループ経営執行会議および取締役会をオンラインの活用により計画的かつ定期的に開催しました。更に、電子決裁システムによる決裁手続きの適正な運用によりグループの事業リスクの管理を行いました。

- ・当社は、情報セキュリティに関するグローバルな委員会を年7回開催し、グループにおける情報セキュリティの統制を強化しました。
- ・当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックを受けて、グローバルではCovid-19 Global Task Forceを、日本では中央対策本部をそれぞれ設置し、組織横断的および一体的な対応を実施しました。
- ・当社は、必要な教育・研修および会議体を開催する等によりオリンパスグループとしてリスクマネジメントに取り組みました。また、リスクマネジメントシステムの強化を目的として内部統制規程を見直すとともに、リスクマネジメント運用規程等の制改定を行い、プロセスの明確化を図りました。
- ・各事業・機能部門がリスクアセスメントを実施するとともに、災害が発生した場合の迅速な対応のための訓練等を実施しました。

4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、執行役の職務の執行状況について取締役会に報告しました。また、次期の事業計画を策定しました。なお、当期において取締役会をオンライン等の活用により18回開催しました。
- ・当社は、財務規程に基づき、定期的に各子会社の資金・為替・金融機関取引状況を取得し統括管理しました。また、グループファイナンス規程に基づき、子会社から財務状況を取得し、実績等の管理をしました。更に、定期的に取締役会およびグループ経営執行会議に必要な財務情報の提供を行いました。

5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、子会社からの報告に基づき四半期および年間レビューを行い、グループ経営執行会議および監査委員会に報告しました。また、主要な子会社に取締役および監査役を派遣しています。
- ・当社は、連結会計規程に基づき、子会社から必要な情報を適時適切に取得し、内容の確認および承認を行いました。

6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査委員会室を設置し、2021年3月31日時点において専任の使用人を3名、兼任の使用人を1名配置しています。また、規程類の定めに従い、これらの使用人の執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の使用人に対する指示の実効性を確保しました。

7. 当社の取締役（監査委員を除く）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

- ・当社は、当社および子会社の取締役、執行役、執行役員および使用人が法令違反等の事実を知ったときは、すみやかに監査委員会に報告することとしています。また、これらの者に対して不利益な処遇を行うことを禁止しています。
- ・当社のコンプライアンス機能の責任者は、コンプライアンスに関する状況を取締役会および監査委員会に報告しました。また、内部通報状況および調査結果を監査委員会に報告しました。

- ・当社の内部監査機能の責任者は、定期的および必要な都度、内部監査の計画および監査状況を監査委員会に報告しました。
8. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、監査委員および監査委員会の職務を支える体制に係る規程を定め、監査委員会に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、遵守しています。
9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査委員の求めに応じて、必要な費用を適宜精算しました。
10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、取締役、執行役、執行役員および使用人が監査委員会によるヒアリングや往査に応じることにより、監査委員会の監査の実効性を確保しました。
 - ・当社の監査委員会は、取締役、執行役、執行役員および会計監査人と、定期的および必要な都度、意見交換を行いました。
 - ・当社は、監査委員がグループ経営執行会議等の重要な会議に出席する機会を確保しています。
 - ・当社の内部監査機能は、定期的および必要な都度、監査委員会に報告を行いました。また、当社は、必要に応じて、監査委員会が内部監査機能に指揮命令することができることとしています。
 - ・当社は、監査委員会の求めに応じて関係会社常勤監査役連絡会を開催するとともに、子会社の監査役との意見交換を実施しました。また、監査委員会は海外を含む主要な子会社の責任者から報告を受けました。

9. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以上のとおりであります。

2021年5月12日

オリンパス株式会社

代表執行役 竹内 康雄



社の企業価値の
向上していくこと
とするものであ
るか否かの判断
に、いものも少なく
ないに確保し、向
上、このような当
社及び事業の方針の
向上の企業価値ひ
き出しを行い、株
主、金融商品取引

2021年3月期 計算書類

〔 2020年 4月 1日から
2021年 3月31日まで 〕

1. 連結財政状態計算書
2. 連結損益計算書
3. 連結持分変動計算書
4. 連結注記表
5. 貸借対照表
6. 損益計算書
7. 株主資本等変動計算書
8. 個別注記表

オリンパス株式会社

東京都八王子市石川町2951番地

連結計算書類

1. 連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	2021年3月期 2021年3月31日現在	科目	2021年3月期 2021年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	580,162	流動負債	328,394
現金及び現金同等物	217,478	営業債務及びその他の債務	69,891
営業債権及びその他の債権	157,920	社債及び借入金	31,529
その他の金融資産	10,268	その他の金融負債	21,873
棚卸資産	158,984	未払法人所得税	10,736
未収法人所得税	10,425	引当金	33,412
その他の流動資産	24,970	その他の流動負債	160,953
小計	580,045	非流動負債	457,143
売却目的で保有する資産	117	社債及び借入金	323,735
非流動資産	600,855	その他の金融負債	60,197
有形固定資産	238,952	退職給付に係る負債	42,446
のれん	130,813	引当金	5,676
無形資産	100,435	繰延税金負債	10,852
退職給付に係る資産	22,677	その他の非流動負債	14,237
持分法で会計処理されている投資	3,128	負債合計	785,537
営業債権及びその他の債権	24,577	資本の部	
その他の金融資産	23,350	親会社の所有者に帰属する持分	394,326
繰延税金資産	55,507	資本金	124,643
その他の非流動資産	1,416	資本剰余金	90,835
資産合計	1,181,017	自己株式	△98,048
		その他の資本の構成要素	△1,347
		利益剰余金	278,243
		非支配持分	1,154
		資本合計	395,480
		負債及び資本合計	1,181,017

2. 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	2021年3月期
	2020年4月 1 日から 2021年3月31日まで
継続事業	
売上高	730,544
売上原価	271,014
売上総利益	459,530
販売費及び一般管理費	357,032
持分法による投資損益	595
その他の収益	8,479
その他の費用	29,587
営業利益	81,985
金融収益	1,193
金融費用	6,368
税引前利益	76,810
法人所得税費用	11,140
継続事業からの当期利益	65,670
非継続事業	
非継続事業からの当期損失	△52,681
当期利益	12,989
当期利益の帰属	
親会社の所有者	12,918
非支配持分	71
当期利益	12,989

3. 連結持分変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計		
2020年4月1日 残高	124,643	91,157	△98,135	△22,751	275,833	370,747	1,211	371,958
当期利益					12,918	12,918	71	12,989
その他の包括利益				23,752		23,752		23,752
当期包括利益	-	-	-	23,752	12,918	36,670	71	36,741
自己株式の取得			△2			△2		△2
自己株式の処分		△58	58			0		0
剰余金の配当					△12,856	△12,856	△170	△13,026
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替額				△2,348	2,348	-		-
株式報酬取引		240	31			271		271
非支配持分との資本取引		△504				△504	42	△462
所有者との取引額等合計	-	△322	87	△2,348	△10,508	△13,091	△128	△13,219
2021年3月31日 残高	124,643	90,835	△98,048	△1,347	278,243	394,326	1,154	395,480

4. 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下、「当社グループ」)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載および注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 100社

主要な連結子会社の名称 Olympus Corporation of the Americas
Olympus Europa Holding SE
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited
Olympus (China) Co., Ltd.

連結範囲の変更

(新規) 17社

新たに連結子会社となった主な会社の名称及び新規連結の理由は以下の通りです。

Arc Medical Design Limited 株式取得によるもの
FH ORTHO SAS 株式取得によるもの
Veran Medical Technologies, Inc. 株式取得によるもの
Quest Photonic Devices B.V. 株式取得によるもの

(除外) 7社

連結の範囲から除外された主な会社の名称及び連結除外の理由は以下の通りです。

オリンパスRMS株式会社 株式売却によるもの

なお、映像事業の譲渡に関連して当連結会計年度において新規設立・売却した会社については上記の会社数に含めていません。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称 ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)

4. 表示方法の変更

当連結会計年度において、当社は、日本産業パートナーズ株式会社が設立した特別目的会社であるOJホールディングス株式会社との間に映像事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結しました。

これに伴い、当連結会計年度より、映像事業を非継続事業に分類しています。

なお、非継続事業に分類した映像事業に係る損益は、連結損益計算書において継続事業からの当期利益の後に、法人所得税費用控除後の金額で区分表示しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

①当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しています。当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

②分類及び事後測定

金融資産については、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、もしくは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

(償却原価で測定する金融資産)

金融資産のうち、以下の要件をともに満たすものは、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルの中で保有されている

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる
償却原価で測定する金融資産は当初認識後、実効金利法による償却原価によって測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産)

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品については、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。認識を中止した場合、もしくは公正価値が著しく低下した場合に、その他の包括利益の累積額を直接利益剰余金に振替えています。

なお、当該金融資産から生じる配当金については、純損益として認識しています。

(純損益を通じて公正価値で測定する金融資産)

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は当初認識後、公正価値の変動を純損益として認識しています。

③金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループでは、金融資産にかかる信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12か月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しています。なお、営業債権、契約資産及びリース債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しています。

④認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡し、リスクと経済的便益のほとんどすべてを移転した時点で、金融資産の認識を中止しています。

(2) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをヘッジする目的で、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しており、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。また、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブをヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しています。ヘッジ会計の適用に当たっては、ヘッジ開始時に、ヘッジ関係、リスク管理目的及び戦略について、公式に指定並びに文書化を行っています。当該文書には、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジするリスクの性質、及びヘッジの有効性を判定する方法が記載されており、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。

当社グループでは、ヘッジ会計の要件を満たす金利関連のデリバティブ取引についてキャッシュ・フロー・ヘッジを適用しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段にかかる公正価値の変動額のうち、ヘッジの効果が有効な部分はその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象取引を実行し純損益に認識するまでその他の資本の構成要素として認識しています。また、有効でない部分は純損益として認識しています。

その他の資本の構成要素に認識したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として会計処理しています。

予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、ヘッジ会計を中止し、従来その他の資本の構成要素として認識していた累積損益を純損益に振替えています。ヘッジ会計を中止した場合であっても、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生の可能性が見込まれる場合には、ヘッジ会計の中止時までにはその他の資本の構成要素として認識していた金額を、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続きその他の資本の構成要素に認識しています。

なお、当社グループは公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジは行っていません。

(3) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能額のうちいずれか低い方の金額で測定しています。取得原価には、購入原価および加工費、ならびに棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したその他のコストが含まれ、主として加重平均法に基づいて算定されています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額です。

(4) 有形固定資産

有形固定資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

有形固定資産の取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです（使用权資産を除く）。

- ・建物および構築物 : 2～50年
- ・機械装置および運搬具 : 2～10年
- ・工具、器具および備品 : 2～15年

見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(5) のれん

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

のれんは償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。減損損失が発生した場合には、純損益として認識しています。

(6) 無形資産

無形資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産の取得原価には、資産の取得に直接起因する費用が含まれています。企業結合において取得した無形資産は取得日現在の公正価値で測定しています。また、自己創設無形資産には資産化の要件を満たす開発費用を認識し、要件を満たさない場合には発生時に費用として認識しています。

耐用年数を確定できない無形資産を除いて、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・開発資産 : 4～8年
- ・ソフトウェア : 3～5年
- ・その他 : 3～15年

見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産は償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

(7) リース

①借手リース

借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用权資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識しています。

リース負債は、リース開始日において支払われていないリース料総額の現在価値で測定しています。使用权資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料並びに原状回復コスト等を調整した額を当初測定額としています。使用权資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で償却しています。

リース期間は、解約不能期間を基準として、合理的に確実なオプション期間を見積もり加減しています。また、支払リース料総額をリース負債元本相当部分と利息相当部分とに区分し、支払リース料の利息相当部分への各期の配分額は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように算定のうえ、純損益として認識しています。

契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には当該契約がリース又はリースを含むと契約開始時に判断しています。

また、短期リース及び原資産の価値が少額であるリースについては、使用权資産とリース負債の認識を行わず、支払リース料を費用として認識しています。なお、使用权資産およびリース負債は連結財政状態計算書上、それぞれ「有形固定資産」「その他の金融負債」に含めて表示しています。

②貸手リース

資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するリース取引をファイナンス・リースに、それ以外の場合はオペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リース取引においては、リース投資未回収総額の現在価値を、リース期間の起算日に収益に認識し、対応する金額をリース債権として認識しています。また、未稼得金融収益は、リース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、当該期間に帰属する部分を収益に認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書上で認識し、受取リース料をリース期間にわたって定額法により収益に認識しています。

(8) 非金融資産の減損

非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産、退職給付に係る資産および売却目的で保有する非流動資産を除く）の帳簿価額について、報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しています。ただし、のれん、耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能ではない無形資産については、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。全社資産は独立したキャッシュ・イン・フローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、当該全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に当該単位内のその他の資産に対し、各資産の帳簿価額に基づき比例按分しています。

過去の期間に認識した減損損失について戻入れを示す兆候が存在し、資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に、減損損失を戻入れています。減損損失の戻入れ後の帳簿価額は、減損損失を認識しなかった場合に戻入れが発生した時点まで減価償却又は償却を続けた場合の帳簿価額を上限としています。なお、のれんに関連する減損損失は戻入れをしていません。

(9) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

継続的使用ではなく主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産又は処分グループに分類しています。

売却目的保有に分類されている間又は売却目的保有に分類されている処分グループの一部である間は、非流動資産は減価償却又は償却を行わず、売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループを、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い金額で測定しています。

当社グループは、経営上の意思決定を行う単位としての事業について、既に売却された場合、あるいは売却目的保有として分類すべき要件を満たした場合に、当該事業を非継続事業として分類することとしています。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いて測定しています。

(11) 従業員給付

①退職後給付

当社グループは、確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しています。

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

確定給付制度債務の現在価値への割引に使用する割引率は、退職後給付債務と通貨や期日が整合する優良社債の利回りを参照して決定しています。

確定給付制度に係る資産または負債は、制度ごとの確定給付債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額として算定しています。

確定給付型年金制度から生じる再測定による差額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えています。また、過去勤務費用は発生時に純損益として認識しています。

確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が関連するサービスを提供した期間に応じて費用として認識しています。

②短期従業員給付

短期従業員給付は割引計算を行わず、関連する勤務が提供された時点で費用として認識しています。当社グループが従業員から過去に提供された勤務の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額の信頼性のある見積りが可能である場合に、支払われると見積られる額を負債として認識しています。

③その他の長期従業員給付

当社グループは、年金制度以外の長期従業員給付として、一定の勤続年数に応じた特別休暇や報奨金制度を有しています。その他の長期従業員給付に対する債務額は、従業員が過年度および当年度において提供した勤務の対価として稼得した将来給付の見積額を現在価値に割引いた額を負債として認識しています。

(12) 収益

顧客との契約について、以下のステップを適用することにより収益を認識しています（IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等やIFRS第16号「リース」に基づく受取りリース料を除く）。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、医療、科学およびその他製品の製造販売を主な事業としています。これらの製品の販売については、多くの場合、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しています。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引およびリベートを控除した金額で測定し、返品額を減額しています。

6. 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

・棚卸資産の評価（注記「5. 会計方針に関する事項 (3)棚卸資産」）

棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産の金額は、158,984百万円です。

・非金融資産の減損（注記「5. 会計方針に関する事項 (8)非金融資産の減損」）

当社グループは、有形固定資産、のれん及び無形資産について、注記「5.会計方針に関する事項」に従って、減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定において、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。

これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

のれんの減損テストにおいて回収可能価額は、使用価値に基づき算定しています。

使用価値は、主として経営者が承認した事業計画、及び事業計画の期間経過後は成長率を基礎とした継続価値によるキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて計算しています。

事業計画は5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映し、外部情報及び内部情報との整合のうえ作成し、当該事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積っています。

使用価値の見積りにおける主要な仮定は、事業計画における成長率、営業利益率、計画期間経過後の成長率及び割引率です。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した有形固定資産、のれん及び無形資産の金額は、それぞれ238,952百万円、130,813百万円、100,435百万円です。

・引当金の測定（注記「5. 会計方針に関する事項 (10)引当金」）

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の期末日における最善の見積りに基づいて測定しています。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しています。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した引当金の金額は、39,088百万円です。

・偶発債務注記（連結財政状態計算書に関する注記3）

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には、開示しています。

・確定給付制度債務の測定（注記「5. 会計方針に関する事項 (11)従業員給付」）

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値の純額を負債又は資産として認識しています。確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な

経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。当連結会計年度の連結計算書類に計上した退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の金額は、それぞれ22,677百万円、42,446百万円です。

・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、それぞれ55,507百万円、10,852百万円です。

・新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響については、地域ごとに状況は異なるものの、現時点では、総じて世界的なワクチン接種の進展とともに引き続き縮小していくことを想定し、当社の営業活動についても正常化に向かうとの仮定を置いています。当該仮定に基づき、のれんを含む固定資産の減損テストに加えて、繰延税金資産の回収可能性に係る評価等、会計上の見積りを行っています。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1)流動資産	5,180百万円
(2)非流動資産	8,059百万円

貸倒引当金のうち5,752百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして非流動資産の「営業債権及びその他の債権」に計上された長期未収入金5,752百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しており、当連結会計年度において一部を回収しています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 369,391百万円

3. 偶発債務

保証債務		
(相手先)	(内 容)	(金 額)
従業員	住宅資金借入金等	3百万円
計		3百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式	1,370,914,963株
------	----------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2020年7月30日 定 時 株 主 総 会	普通株式	12,856	10	2020年5月31 日	2020年7月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年5月7日開催の取締役会において、配当に関する事項を次のとおり決議しました。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	15,428	利益剰余金	12	2021年3月31日	2021年6月3日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる

株式の種類及び数

普通株式	513,200株
------	----------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。

営業債権及びその他の債権に係る顧客の信用リスクは、社内規定に従い、主な外部取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、リスク低減を図っています。

保有株式に係る市場価格リスクは、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直すことにより、リスク低減を図っています。

外貨建の金融資産及び金融負債に係る為替変動リスクは、主に先物為替予約の利用により、リスク低減を図っています。また、一部の長期借入金に係る金利変動リスクは、金利スワップ取引を実施して利息の支払額を固定化することにより、リスク低減を図っています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値の測定レベルは、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて以下の3つに区分しています。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）市場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算定された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算定された公正価値

金融商品のレベル間の振替は、各期末日に発生したものと認識しています。なお、当連結会計年度において、レベル間の振替が行われた重要な金融商品はありません。

(1)公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される主な金融商品の測定方法は以下のとおりです。

上場株式はレベル1に区分し、各期末の市場価格によって測定しています。

非上場株式等はレベル2又はレベル3に区分し、類似公開会社比較法等の評価技法を用いて測定しています。

デリバティブ資産・負債はレベル2に区分し、通貨デリバティブは先物為替相場、金利デリバティブは市場金利や信用リスク、満期までの期間等の観察可能なデータに基づいて、それぞれ測定しています。

企業結合により生じた条件付対価の公正価値は、レベル3に区分し、将来の支払い可能性を見積り測定しています。

公正価値で測定される主な金融商品の2021年3月31日（当連結会計年度末）における公正価値の測定レベル別の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	－	968	－	968
株式等	－	－	1,495	1,495
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	10,327	－	853	11,180
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	2,467	－	2,467
条件付対価	－	－	3,608	3,608

レベル3に区分された金融資産の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	1,658
利得及び損失(注)	
純損益	11
その他の包括利益	1
購入	727
売却	－
その他	△48
期末残高	2,348

(注) 純損益に認識した利得又は損失は、連結損益計算書上の「金融収益」又は「金融費用」に表示しています。

純損益に認識した利得又は損失合計の内、当連結会計年度末において保有する金融商品に係るものは、当連結会計年度において11百万円です。

レベル3に区分された金融負債の増減は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	163
企業結合	3,433
決済	－
公正価値の変動	△111
その他	123
期末残高	3,608

(2)償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品の公正価値の測定方法は以下のとおりです。なお、これらの金融商品は主としてレベル2に区分しています。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

リース債権は、一定の期間ごとに区分した債権毎に、債権の額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値に基づいて測定しています。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

短期間で決済されるものについては、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

(社債及び借入金)

固定金利による社債及び借入金は、将来キャッシュ・フローを同様の社債の発行や新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて測定しています。

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

なお、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって測定しています。

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品は下表に含めていません。

	連結財政状態計算書 計上額 (百万円)	公正価値 (百万円)	差額 (百万円)
金融資産			
リース債権	45,377	45,319	△58
金融負債			
社債	119,596	120,070	474
借入金	155,456	157,715	2,259

収益認識に関する注記

内視鏡事業

内視鏡事業においては、消化器内視鏡、外科内視鏡や内視鏡システムなどの医療機器の販売、リース及び修理サービスを行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

内視鏡事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。なお、製品、および保守サービス等の複数の要素から構成される取引については、販売する製品および提供するサービス等が単独で独立の価値をもつ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、取引総額を各構成要素の独立販売価格に基づいて比例的に配分しています。

医療機器に関する保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

医療機器に関する貸手のリース取引については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「5. 会計方針に関する事項(7)リース」に従って会計処理しています。なお、リース契約に関するリース料は、個々の契約に定められた支払い条件に基づき受領しています。

治療機器事業

治療機器事業においては、内視鏡処置具、エネルギーデバイス並びに泌尿器科・婦人科及び耳鼻咽喉科製品などの医療機器の販売を行っており、国内外の医療機関を主な顧客としています。

治療機器事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に

受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

科学事業

科学事業においては、生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器等の販売を行っており、国内外の研究機関や医療機関等を主な顧客としています。

科学事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

科学事業に関する製品の保守契約については、履行義務が時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引額を契約期間にわたり均等に収益認識しています。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しています。

映像事業

映像事業においては、ミラーレス一眼カメラを中心とするデジタルカメラの販売を行っており、主に国内外の小売業を営む企業を顧客としています。

映像事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客へ販売した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しています。映像事業における製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しています。なお、リベート及び事後的な値引き等、対価の変動を含む取引契約については、見積と実績に重要な差異が生じない範囲で当該変動価格を考慮し、過去の実績等に基づく最頻値法により取引価格を決定しています。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

なお、映像事業については、当連結会計年度において非継続事業に分類しています。

その他の事業

その他の事業においては、生体材料および整形外科用器具等の販売を行っているほか、新規事業に関する研究開発や探索活動が含まれています。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	306.72円
2. 基本的1株当たり当期利益	
継続事業	51.03円
非継続事業	△40.98円
基本的1株当たり当期利益	10.05円

重要な後発事象に関する注記

(重要な株式取得契約の締結)

当社は、医療機器メーカーMedi-Tate Ltd. (本社：イスラエル、以下「Medi-Tate」) の発行済株式すべて（但し、当社が保有済みの株式を除きます）を取得するためにコールオプションを行使することを決定し、2021年4月30日付でMedi-Tate社株式の100%を、当社の連結子会社であるOlympus Winter & Ibe GmbHを通じて取得する契約を締結しています。今後の日程は、以下のとおりです。

- (1) 契約締結日 2021年4月30日
- (2) 株式取得日 2021年5月31日（予定）

(自己株式の消却)

当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議しています。詳細は以下のとおりです。

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 : 71,620,630株（消却前の発行済株式総数に対する割合5.2%）
- (3) 消却日 : 2021年6月4日（予定）

消却後の発行済株式総数	1,299,294,333株
消却後の自己株式数	13,659,291株

その他の注記

1. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益

その他の収益のうち、主なものは以下のとおりです。

(政府補助金)

政府補助金収入として2,388百万円を「その他の収益」に計上しています。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各国の政府、自治体等からの助成金の適用を受けたものです。

(貸倒引当金戻入額)

当社における貸倒引当金戻入額1,359百万円を「その他の収益」に計上しています。

(子会社株式の譲渡)

当社は、当社の連結子会社であるオリンパスRMS株式会社の全株式を譲渡し、その譲渡益1,770百万円を「その他の収益」に計上しています。

(2) その他の費用

その他の費用のうち、主なものは以下のとおりです。

(事業構造改革費用)

当社における企業変革プラン「Transform Olympus」を推進するための関連費用として、6,614百万円を「その他の費用」に計上しています。

当社の事業ポートフォリオの選択と集中を推進するため、映像事業における分社による新会社の設立及び譲渡に係る費用として、5,156百万円を「その他の費用」に計上しています。

(社外転進支援制度の実施)

当社および当社国内グループ会社が実施した社外転進支援制度による特別支援金の支給や再就職の支援において発生する費用として、11,866百万円を「その他の費用」に計上しています。

2. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定及び業績の評価を行うために、定期的に報告を行う単位となっているものです。

当社グループは、従来「内視鏡事業」「治療機器事業」「科学事業」「映像事業」及び「その他事業」の5区分を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より「内視鏡事業」「治療機器事業」「科学事業」及び「その他事業」の4区分を報告セグメントとすることに変更しています。

この変更は、当社が、映像事業を新会社として分社化し、日本産業パートナーズ株式会社に譲渡することに関する正式契約を締結したことに伴い、映像事業を非継続事業に分類したことによるものです。その結果、映像事業に配賦されていた全社費用は、調整額に含めています。

非継続事業の詳細については、「6. 非継続事業」に記載しています。

なお、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスは以下のとおりです。

報告セグメント	主要な製品及びサービス
内視鏡事業	消化器内視鏡、外科内視鏡、内視鏡システム、修理サービス
治療機器事業	内視鏡処置具、エネルギー・デバイス、泌尿器科・婦人科及び耳鼻咽喉科製品
科学事業	生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器
その他事業	生体材料、整形外科用器具

(2) 報告セグメントの収益、業績及びその他の項目

報告セグメントによる収益、業績及びその他の項目は、以下のとおりです。なお、報告セグメントの会計処理の方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. 会計方針に関する事項」における記載と同一です。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注2, 3 4, 5)	連結計算書 類計上額
	内視鏡	治療機器	科学	その他	計		
売上高							
外部顧客への売上高	419,466	206,040	95,861	9,177	730,544	-	730,544
セグメント間の売上高（注1）	-	-	4	166	170	△170	-
計	419,466	206,040	95,865	9,343	730,714	△170	730,544
営業利益又は損失	104,705	24,633	4,949	△682	133,605	△51,620	81,985
金融収益							1,193
金融費用							6,368
税引前利益							76,810
その他の項目							
持分法による投資損益	656	△61	-	-	595	-	595
減価償却費及び償却費	30,684	13,241	7,313	923	52,161	7,398	59,559
減損損失（非金融資産）	70	414	-	-	484	358	842
セグメント資産	469,090	323,188	97,088	20,517	909,883	271,134	1,181,017
持分法で会計処理されている投資	1,040	2,088	-	-	3,128	-	3,128
資本的支出	52,713	22,531	9,098	928	85,270	13,665	98,935

（注1） セグメント間の売上高は、市場実勢価格に基づいています。

（注2） 営業利益（又は損失）の調整額は、セグメント間取引消去並びに報告セグメントに帰属しない一般管理費及び基礎的研究費等からなる全社費用です。

（注3） セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産です。

（注4） 減価償却費及び償却費の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる減価償却費及び償却費です。

（注5） 資本的支出の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産にかかる固定資産の増加額です。

(3) 地域別情報

当社グループの売上高の地域別情報は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
日本	123,454
北米	236,979
欧州	181,227
中国	110,354
アジア・オセアニア	63,563
その他	14,967
合計	730,544

(注1) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(注2) 本邦以外の区分に属する主な国又は地域は、次のとおりです。

(1) 北米……米国、カナダ

(2) 欧州……ドイツ、イギリス、フランス等

(3) アジア・オセアニア……シンガポール、韓国、オーストラリア等

(4) その他……中南米、アフリカ等

当連結会計年度において、米国における外部顧客への売上高は、222,057百万円です。当連結会計年度において、日本、米国及び中国を除き、外部顧客への売上高が重要な単一の国及び地域はありません。

3. 売却目的で保有する資産及び直接関連する負債

売却目的で保有する資産の内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産	
土地	45
建物及び構築物	72
機械装置及び運搬具	0
合計	117

当連結会計年度に売却目的保有に分類した資産及び直接関連する負債は、期末日から1年以内に売却することを予定しています。

また、前連結会計年度に売却目的で保有する資産及び直接関連する負債に分類され、当期中に振替もしくは売却がなされたものは次のとおりです。

(Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd.の持分譲渡)

当社は、連結子会社である Olympus (China) Co. Ltd.が保有する中国現地法人Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (中国・深圳市) の持分につき、引き続き、譲渡に向けた取り組みを推し進めていますが、譲渡に至るまでには一定の期間を要することが見込まれるため、売却目的で保有する処分グループへの分類を当連結会計年度において一旦中止しています。各資産及び負債の属性に応じて「売却目的で保有する資産」については、流動資産に、「売却目的で保有する資産に直接関連する負債」については、流動負債に振り替えています。

(米国ノーワーク工場の譲渡)

当連結会計年度において、米国における治療機器の製造拠点Olympus Surgical Technologies America の一つであるノーワーク工場(以下、「同工場」)をNISSHA株式会社(以下、「NISSHA」)の100%子会社Nissha Medical Technologies (以下、「NMT」)に譲渡することについて、NISSHAとの間で契約を締結し、同工場のNMTへの引き渡しは2020年11月2日で完了しました。

4. 企業結合

(Arc Medical Design Limitedの取得)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Arc Medical Design Limited (以下、「Arc Medical Design社」)

事業の内容 大腸内視鏡を用いた診断及び治療に対する補助デバイスの開発及び製造

② 企業結合を行った主な理由

当社は、早期診断及び低侵襲治療に対する当社のコアコンピタンスをより強固なものとするため、自社開発にとどまらず、最適なパートナーを買収することを通じて、消化器疾患治療機器のラインアップ拡充や大腸がんの診断・治療補助デバイスの開発に努めています。

今回の買収により、当社はArc Medical Design社の革新的な製品に関するすべての権利を取得しました。当社はこれまでもArc Medical Design社の主力製品であるENDOCUFF VISION™について、欧米市場で独占販売契約を有していましたが、今後は全ENDOCUFF製品群に関する設計、製造、販売、事業戦略を担うこととなります。本製品群の導入により、医療コストの削減、及び患者様のQOL向上にさらに貢献していきます。

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 取得日

2020年8月7日

⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得関連費用

取得関連費用として67百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 取得日における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	
現金	3,472
条件付対価	488
合計	3,960
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	79
有形固定資産	0
無形資産	1,296
その他の資産	5
繰延税金負債	△246
その他の負債	△74
取得資産及び引受負債の公正価値 (純額)	1,060
のれん	2,900
合計	3,960

支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しています。なお、当連結会計年度において支払対価の配分は完了しており、当初の暫定的な金額から重要な変動はありません。

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。なお、当該のれんについて税務上、損金算入を見込んでいる金額はありません。

(4) 条件付対価

条件付対価は、Arc Medical Design社製品の売上高に応じて将来の一定期間に渡りArc Medical Design社の旧株主に対して支払われるロイヤルティであり、その公正価値は、将来の販売予測や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。なお、当該ロイヤルティについては支払額の上限は設けられておりません。

条件付対価の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。条件付対価に係る公正価値変動額のうち、貨幣の時間的価値の変動に基づく部分を「金融費用」に計上するとともに、貨幣の時間的価値以外の変動に基づく部分を「その他の収益」または「その他の費用」に計上しています。

(5) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていません。

(FH ORTHO SASの取得)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 FH ORTHO SAS (以下、「FH ORTHO社」)

事業の内容 整形外科用器具の開発・製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

当社は、子会社であるオリンパステルモバイオマテリアル株式会社を通じて、日本国内においてすでに整形外科事業を展開しており、人工骨、HTO(高位脛骨骨切り術)用金属プレート、その他関連製品の製造・販売を行っています。また、当社は、より正確で安全な生体組織(骨)の破碎、及び切除をサポートするために、関節鏡下で初めてとなる超音波技術を用いた手術装置を開発しました。

今回の買収により、当社は靭帯再建術や足関節固定術、外傷手術などにおいて使用される、革新的で患者様のQOL向上に貢献する製品のポートフォリオを強化します。また、当社の整形外科向けの製品を、FH ORTHO社が持つグローバルな販売ルートで展開するとともに、FH ORTHO社の主力製品の一部を日本国内で販売することで、当社グループの販路拡大と事業の成長を促進します。低侵襲手術に貢献する、より多くの製品・ソリューションの導入、販路拡大により、当社はグローバル・メドテックカンパニーとしてのポジションを更に強化していきます。

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 取得日

2020年11月2日

⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得関連費用

取得関連費用として403百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 取得日における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

	金額
支払対価の公正価値	
現金	5,776
条件付対価	194
合計	5,970
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	122
営業債権及びその他の債権	618
棚卸資産	3,445
その他の流動資産	1,099
有形固定資産	1,271
無形資産	2,232
繰延税金資産	617
営業債務及びその他の債務	△727
社債及び借入金(流動)	△3,055
引当金	△460
その他の流動負債	△723
退職給付に係る負債	△206
繰延税金負債	△847
その他の非流動負債	△356
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	3,030
のれん	2,940
合計	5,970

支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しています。従来は、支払対価の配分が確定していなかったため取得日における資産及び負債の金額は、暫定的な

金額を記載していました。ただし、当連結会計年度において取得日時点で存在した事実及び状況について、支払対価の配分計算に必要な情報を全て入手したことから、支払対価の配分を完了しています。この結果、当初の暫定的な金額から、取得日における資産及び負債の金額を修正しています。

主な修正の内容は、棚卸資産の増加1,251百万円、無形資産の増加1,725百万円、繰延税金負債の増加847百万円であり、その結果、のれんの金額が2,303百万円減少しています。無形資産残高2,232百万円のうち、主な内容は、FH ORTHO社の製品に関する技術関連資産2,031百万円であり、将来の売上高成長率、価値減耗率、および割引率等の仮定に基づき測定しています。なお、技術関連資産の見積耐用年数は10～16年です。

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。なお、当該のれんについて税務上、損金算入を見込んでいる金額はありません。

(4) 条件付対価

条件付対価は、企業結合後のFH ORTHO社の特定の業績指標の達成水準に応じて支払う契約となっており、支払額の上限は2,550千ユーロです。その公正価値は、将来の業績予測や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。

条件付対価の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。条件付対価に係る公正価値変動額のうち、貨幣の時間的価値の変動に基づく部分を「金融費用」に計上するとともに、貨幣の時間的価値以外の変動に基づく部分を「その他の収益」または「その他の費用」に計上しています。

(5) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていません。

(Veran Medical Technologies, Inc.の取得)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Veran Medical Technologies, Inc. (以下、「VMT社」)

事業の内容 呼吸器科関連医療機器の製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

VMT社が持つ電磁ナビゲーションシステムは、細く枝分かれした気管支末梢部への気管支鏡や処置具の挿入を支援するシステムであり、気管支末梢部にある病変の位置の特定や、病変部の細胞採取をサポートします。気管支鏡およびラジアルEBUS（気管支内超音波）などの当社の既存の呼吸器科向け製品と組み合わせて使用することで、病変部へのスムーズなアクセスや、肺がんの確定診断における更なる貢献が期待できます。今回の買収により、当社の呼吸器事業の製品ラインアップが強化されるだけでなく、VMT社の経験豊富なセールススタッフにより北米における販売体制が大幅に強化されます。呼吸器科市場における当社の競争力を向上させることで、呼吸器疾患の早期診断・低侵襲治療により一層貢献していきます。

③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

④ 取得日

2020年12月29日

⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式取得

(2) 取得関連費用

取得関連費用として440百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 取得日における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)	
金額	
支払対価の公正価値	
現金	31,050
条件付対価	1,461
合計	32,511
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	433
営業債権及びその他の債権	506
棚卸資産	2,259
有形固定資産	41
無形資産	14,647
その他の資産	210
繰延税金資産	1,612
営業債務及びその他の債務	△128
その他の負債	△587
繰延税金負債	△2,586
取得資産及び引受負債の公正価値 (純額)	16,407
のれん	16,104
合計	32,511

支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しています。なお、これらの配分は完了していないため、上記金額は現時点での最善の見積りによる暫定的な公正価値であり、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合は、取得日から1年間は上記金額を修正することがあります。

当連結会計年度において取得日時点に存在した事実及び状況について、支払対価の配分計算に必要な情報を入手したことから、支払対価の配分額を修正しており、この結果、当初の暫定的な金額から取得日における資産及び負債の金額を修正しています。

主な修正の内容は、条件付対価の減少1,127百万円、棚卸資産の増加828百万円、無形資産の増加14,647百万円、繰延税金負債の増加2,586百万円であり、その結果、のれんの金額が14,425百万円減少しています。

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。なお、当該のれんについて税務上、損金算入を見込んでいる金額はありません。

(4) 条件付対価

条件付対価は、企業結合後のVMT社の特定の業績指標の達成水準等に応じて支払う契約となっており、支払額の上限は40,000千USドルです。なお、条件付対価の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。

(5) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていません。

(Quest Photonic Devices B.V.の取得)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Quest Photonic Devices B.V. (以下、「Quest社」)

事業の内容 医療機器の開発・製造・販売

② 企業結合を行った主な理由

Quest社は、先進的な医療用蛍光イメージングシステムの開発、製造、販売を行っている企業で、外科領域のイメージング技術の革新に貢献しています。様々な光の波長を活用したイメージング技術の開発に強みを持っており、開腹手術や腹腔鏡手術における蛍光ガイド手術用のイメージングシステム「Spectrum®」をはじめ、光線力学療法向け機器など幅広い医療用イメージング機器を提供しています。

当社はこれまでも外科内視鏡イメージングの分野において4K、3Dなどの技術を導入してきましたが、今回の買収により、蛍光イメージング技術および製品ラインアップを強化することで、より正確で

安全な外科手術の実現に貢献していきます。

- ③ 取得した議決権付資本持分の割合
100%
- ④ 取得日
2021年2月9日
- ⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法
現金を対価とする株式取得

(2) 取得関連費用

取得関連費用として69百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しています。

(3) 取得日における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)	
	金額
支払対価の公正価値	
現金	4,684
条件付対価	1,290
合計	5,974
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	301
営業債権及びその他の債権	53
棚卸資産	197
その他の流動資産	24
有形固定資産	204
無形資産	569
その他の金融資産（非流動）	45
繰延税金資産	32
営業債務及びその他の債務	△21
社債及び借入金（流動）	△39
引当金	△1
その他の流動負債	△314
社債及び借入金（非流動）	△1,035
その他の非流動負債	△22
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	△7
のれん	5,981
合計	5,974

支払対価は、取得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しています。なお、これらの配分は完了していないため、上記金額は現時点での最善の見積りによる暫定的な公正価値であり、取得日時点で存在していた事実や状況に関する追加的な情報が得られ評価される場合は、取得日から1年間は上記金額を修正することがあります。

のれんの内容は、主に、期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものです。なお、当該のれんについて税務上、損金算入を見込んでいる金額はありません。

(4) 条件付対価

条件付対価は、Quest社の旧株主に対して、主にQuest社の開発に伴う認可の取得に応じて支払われるマイルストーンであり、当該開発に伴う認可を取得できる可能性や貨幣の時間的価値を考慮して計算しています。なお、支払額の上限は14,000千ユーロです。

条件付対価の公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。条件付対価に係る公正価値変動額のうち、貨幣の時間的価値の変動に基づく部分を「金融費用」に計上するとともに、貨幣の時間的価値以外の変動に基づく部分を「その他の収益」または「その他の費用」に計上しています。

(5) 当社グループに与える影響

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

なお、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、監査法人の監査を受けていませ

ん。

5. 支配の喪失

(映像事業の譲渡)

(1) 取引の概要

当社は、日本産業パートナーズ株式会社が設立した特別目的会社であるOJホールディングス株式会社と2020年9月30日に締結した株式譲渡契約に基づき、当社が保有するOMデジタルソリューションズ株式会社の株式総数の95%(発行済株式総数の95%)を2021年1月1日付で譲渡しました。これにより、当社はOMデジタルソリューションズ株式会社に対する支配を喪失しています。

(2) 支配の喪失を伴う資産及び負債

	(単位：百万円)
	金額
現金及び現金同等物	24,266
その他流動資産	282
非流動資産	479
資産合計	25,027
流動負債	24,783
非流動負債	244
負債合計	25,027

(3) 支配の喪失を伴うキャッシュ・フロー

	(単位：百万円)
	金額
支配喪失の対価として受け取った現金及び現金同等物	0
事業譲渡に関連する費用	△3,564
支配を喪失した子会社における現金及び現金同等物	△24,266
事業譲渡による支出(注)	△27,830

(注)事業譲渡による支出は、連結キャッシュ・フロー計算書において投資活動によるキャッシュ・フローに含まれています。

(4) 支配の喪失に伴う損益

支配の喪失に伴って認識した損失は44,794百万円であり、連結損益計算書上、「非継続事業からの当期損失」に計上しています。当該譲渡に関する損失の詳細については、「6. 非継続事業」に記載しています。

(重要な営業の譲渡)

(1) 取引の概要

当社は、2020年8月6日に米国における治療機器の製造拠点Olympus Surgical Technologies Americaの一つであるノーウォーク工場（以下、同工場）を、NISSHA株式会社(以下、NISSHA)の100%子会社Nissha Medical Technologiesに譲渡することについて、NISSHAとの間で契約を締結しました。同工場の譲渡が2020年11月2日で完了し、同工場に対する支配を喪失しました。

(2) 支配の喪失を伴う資産及び負債

	(単位：百万円)
	金額
流動資産	860
非流動資産	1,488
資産合計	2,348

(3) 支配の喪失に伴うキャッシュ・フロー

	(単位：百万円)
	金額
支配喪失の対価として受け取った現金及び現金同等物	2,121
支配を喪失した事業における現金及び現金同等物	-
事業譲渡による収入(注)	2,121

(注) 事業譲渡による収入は、連結キャッシュ・フロー計算書において投資活動によるキャッシュ・フローに含めています。なお、譲渡価額の合計は、30百万米ドルであり、このうち翌連結会計年度以降に受け取る予定の対価は、上記に含めていません。

(4) 支配の喪失に伴う損益

同工場に対する支配の喪失に伴って認識した譲渡益は486百万円であり、連結損益計算書上、「その他の収益」に含めています。

(オリンパスRMS株式会社の譲渡)

(1) 取引の概要

当社は、当社の連結子会社であるオリンパスRMS株式会社の全株式をロート製薬株式会社へ譲渡する契約を締結し、譲渡手続きを2021年3月23日をもって完了しました。この結果、当社は同日付でオリンパスRMS株式会社に対する支配を喪失しました。

(2) 支配の喪失に伴う資産及び負債

(単位：百万円)	
	金額
流動資産	418
非流動資産	6
資産合計	424
流動負債	572
非流動負債	-
負債合計	572

(3) 支配の喪失に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)	
	金額
支配喪失の対価として受け取った現金及び現金同等物	1,622
支配を喪失した子会社における現金及び現金同等物	△294
子会社株式の売却による収入(注)	1,328

(注)子会社株式の売却による収入は、連結キャッシュ・フロー計算書において投資活動によるキャッシュ・フローに含まれています。

(4) 支配の喪失に伴う損益

オリンパスRMS株式会社に対する支配の喪失に伴って認識した譲渡益は1,770百万円であり、連結損益計算書上、「その他の収益」に含めています。

6. 非継続事業

(1) 非継続事業の概要

当社は、2020年9月30日付で、日本産業パートナーズ株式会社が設立した特別目的会社であるOJホールディングス株式会社と、当社の映像事業の譲渡に関する株式譲渡契約を締結しました。これに伴い映像事業に関わる損益を、当連結会計年度において非継続事業に分類しています。なお、映像事業の譲渡は、2021年1月1日付で完了しています。詳細については、「5. 支配の喪失」に記載しています。

(2) 非継続事業の損益

非継続事業の損益は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	21,062
売上原価	14,715
売上総利益	6,347
販売費及び一般管理費	13,633
持分法による投資損益	-
その他の収益	75
その他の費用(注)	44,898
営業損失	△52,109
金融収益	0
金融費用	367
税引前損失	△52,476
法人所得税費用	205
非継続事業からの当期損失	△52,681

(注) 当連結会計年度のその他の費用には、映像事業譲渡に関する損失44,794百万円(譲渡契約に基づく費用負担額28,618百万円、棚卸資産譲渡損14,910百万円、固定資産譲渡損等1,266百万円)が含まれています。

(3) 非継続事業のキャッシュ・フロー

非継続事業のキャッシュ・フローは、以下のとおりです。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
非継続事業のキャッシュ・フロー	
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	△2,999
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	△28,686
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	△68

7. 市場対応に係る費用の引当金

当社が行う自主的な市場調査の結果、当社の品質基準に照らし合わせ、患者様の安全確保を最優先に考え、対象の気管支ビデオスコープおよび胆道ファイバースコープの自主回収を行うことを決定いたしました。この市場対応に係る費用として、当連結会計年度において法的製造責任を負う当社製造子会社オリンパスメディカルシステムズ株式会社は、内視鏡事業の売上原価に5,653百万円を引当金として計上しております。

8. 過去の損失計上先送り問題に関する旧取締役を被告とする損害賠償請求訴訟

当社の過去の損失計上先送り問題に関する当社旧取締役5名に対する損害賠償請求訴訟について、東京高等裁判所より2019年5月16日付で旧取締役3名に対して、当社の請求を認容する判決が下されましたが、当社は、当該判決の一部(旧取締役2名に対する請求の棄却)を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしていました。(但し、上告については、上告受理申立理由書の提出と同時に取下げています。)また、請求が認容された2名は当該判決の一部を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしていました。

本件について、2020年10月22日付で、最高裁判所より、当社の上告不受理、また、旧取締役2名の上告棄却及び上告不受理の決定がなされました。

これにより、過去の損失計上先送り問題に関する旧取締役を被告とする損害賠償請求訴訟は全て終了しました。

9. 社外転進支援制度の実施

当社は、2020年12月18日の取締役会において、社外転進支援制度を実施することを決議しました。
当連結会計年度において社外転進支援制度の募集が終了し、その結果が確定しました。

(1)実施理由

当社は、真のグローバルなメディカル・テクノロジーカンパニーとして成長し、持続的な成長を実現させるための新たな経営戦略を達成するために、従業員の専門性や人間性を成長させる機会にあふれる文化を醸成し、従業員一人ひとりがその職責を十分に理解して活動を継続しているパフォーマンス志向の組織を目指しています。この変革期において、(i)社外で自らの力を発揮することを希望する社員への支援、(ii)変革を推進する人材の適所適材への採用と登用、(iii)グローバル・メドテックカンパニーに相応しい収益性の達成を目的として、社外転進支援制度を実施しました。

(2)社外転進支援制度の実施概要

①対象会社：当社および当社国内グループ会社

②対象者：2021年3月31日時点で40歳以上かつ勤続3年以上の正社員、定年後再雇用者、無期契約社員

③募集人員：950名程度

④募集期間：2021年2月1日～2021年2月19日

⑤退職日：2021年3月31日

(特定の理由がある場合、2021年9月30日を期限とし、退職日を調整)

⑥支援内容：

通常の退職金に加え、特別支援金を支給する。

希望者には再就職支援を実施する。

(3)実施結果

制度利用退職者数：842名

今回の社外転進支援制度の実施に伴い、特別支援金の支給や再就職の支援において発生する費用として、11,866百万円を「その他の費用」に計上しています。

計算書類

5. 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2021年3月期 2021年3月31日現在	科目	2021年3月期 2021年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	350,572	流動負債	156,024
現金及び預金	40,060	買掛金	43,980
受取手形	29	短期借入金	11,694
電子記録債権	843	一年以内返済予定の長期借入金	15,000
売掛金	73,292	リース債務	2,674
製品	35,357	未払金	15,820
仕掛品	2,566	未払費用	28,628
原材料及び貯蔵品	45,796	未払法人税等	166
短期貸付金	102,293	預り金	36,353
未収入金	44,910	製品保証引当金	117
未収還付法人税等	3,758	事業構造改革引当金	891
その他	6,905	その他	701
貸倒引当金	△5,237	固定負債	320,775
固定資産	475,997	社債	120,000
有形固定資産	72,989	長期借入金	195,000
建物	29,764	リース債務	5,325
構築物	865	長期預り金	358
機械及び装置	4,012	その他	92
車両運搬具	6	負債合計	476,799
工具器具及び備品	16,010	純資産の部	
土地	14,372	株主資本	344,810
リース資産	7,737	資本金	124,643
建設仮勘定	223	資本剰余金	91,072
無形固定資産	7,283	資本準備金	91,063
特許権	470	その他資本剰余金	9
ソフトウェア	4,635	利益剰余金	227,143
ソフトウェア仮勘定	2,172	その他利益剰余金	227,143
施設利用権等	6	圧縮記帳積立金	1,084
投資その他の資産	395,725	繰越利益剰余金	226,059
投資有価証券	11,093	自己株式	△98,048
関係会社株式	342,659	評価・換算差額等	4,488
関係会社出資金	278	その他有価証券評価差額金	4,488
長期貸付金	70	新株予約権	472
前払年金費用	14,690	純資産合計	349,770
長期未収入金	5,752	負債純資産合計	826,569
繰延税金資産	23,268		
その他	4,789		
貸倒引当金	△6,874		
資産合計	826,569		

6. 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2021年3月期
	2020年4月 1 日から 2021年3月31日まで
売上高	344,134
売上原価	220,227
売上総利益	123,907
販売費及び一般管理費	95,332
営業利益	28,575
営業外収益	38,157
(受取利息)	111
(受取配当金)	32,728
(為替差益)	340
(その他)	4,978
営業外費用	17,732
(支払利息)	1,264
(社債利息)	290
(社債発行費)	243
(シンジケートローン手数料)	822
(事業構造改革費用)	11,532
(その他)	3,581
経常利益	49,000
特別利益	8,383
(投資有価証券売却益)	4,726
(関係会社株式売却益)	3,518
(関係会社清算益)	30
(訴訟関連受取金)	109
特別損失	56,515
(映像事業譲渡に関する損失)	47,623
(早期割増退職金等)	8,886
(投資有価証券評価損)	1
(投資有価証券売却損)	5
税引前当期純利益	868
法人税、住民税及び事業税	△864
法人税等調整額	△6,809
当期純利益	8,541

7. 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
2020年4月1日残高	124,643	91,063	1	91,064	1,122	251,880	253,002
会計方針の変更による 累積的影響額						△139	△139
会計方針の変更を反映し た 当期首残高	124,643	91,063	1	91,064	1,122	251,741	252,863
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当						△12,856	△12,856
会社分割による減少						△21,405	△21,405
当期純利益						8,541	8,541
自己株式の取得							
自己株式の処分			8	8			
圧縮記帳積立金の取崩					△38	38	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	8	8	△38	△25,682	△25,720
2021年3月31日残高	124,643	91,063	9	91,072	1,084	226,059	227,143

項目	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・換算 差額等合計		
2020年4月1日残高	△98,135	370,574	5,128	5,128	517	376,219
会計方針の変更による 累積的影響額		△139				△139
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△98,135	370,435	5,128	5,128	517	376,080
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当		△12,856				△12,856
会社分割による減少		△21,405				△21,405
当期純利益		8,541				8,541
自己株式の取得	△2	△2				△2
自己株式の処分	89	97			△45	52
圧縮記帳積立金の取崩		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△640	△640		△640
当期変動額合計	87	△25,625	△640	△640	△45	△26,310
2021年3月31日残高	△98,048	344,810	4,488	4,488	472	349,770

8. 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 ……償却原価法

②子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ取引により生ずる債権および債務 ……時価法

(3) たな卸資産 ……移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く) ……定額法

①車両運搬具、工具及び備品 ……法人税法に基づく耐用年数によっています。

②その他の有形固定資産 ……機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く) ……定額法

法人税法に基づく耐用年数によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間

(3年から5年)によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

リース取引に係るリース資産

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。

(4) 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しています。

(5) 事業整理損失引当金

一部の子会社の事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。

(6) ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる金額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分）を適用しており、製品の販売については、多くの場合、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として当該製品の引渡時点で収益を認識しています。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引及びリベートを控除した金額で測定し、返品額を減額しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しています。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお為替予約が付されている外貨建売掛金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 ……為替予約取引、金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 ……外貨建売掛金の予定取引、借入金

③ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、ならびに金利変動リスクをヘッジしています。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

(3) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっています。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	120,766百万円
2. 偶発債務	
保証債務	2,650百万円
上記には関係会社に対する保証予約等2,647百万円が含まれています。	
3. 関係会社に対する短期金銭債権	203,547百万円
4. 関係会社に対する長期金銭債権	70百万円
5. 関係会社に対する短期金銭債務	88,910百万円
6. 輸出為替手形割引高	64百万円
7. 貸倒引当金	
貸倒引当金のうち5,752百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金5,752百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しており、当期において一部を回収しています。	

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	281,357百万円
仕入高	260,874百万円
その他の営業取引	17,841百万円
営業取引以外の取引による取引高	38,550百万円

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、当社製品の販売において、従来は出荷時点で収益を認識していましたが、引渡時点で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の売上高が1,185百万円減少し、売上原価は56百万円減少し、販売費及び一般管理費は1,157百万円が減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ28百万円増加しています。また、繰越利益剰余金の当期首残高は139百万円減少しています。

表示方法の変更に関する注記

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しています。

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用、資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されており、その影響は、その見積りを見直した期間及びそれ以降の期間において認識しています。

計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

1. 棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定していますが、報告期間末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しています。

また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しています。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した棚卸資産の金額は83,719百万円です。

2. 固定資産の減損

当社は、有形固定資産および無形固定資産のうち事業年度末現在で減損している可能性を示す兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し減損損失を計上しています。

減損損失の認識および測定にあたり、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しています。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産および無形固定資産の金額はそれぞれ72,989百万円、7,283百万円であり、減損損失は1,362百万円計上しています。

3. 偶発債務

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示しています。

4. 確定給付制度債務の測定

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値及び数理差異等の未認識項目の純額を負債又は資産として認識しています。

確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれています。これらの前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しています。

これら年金数理計算の前提条件は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しています。

当事業年度の計算書類に計上した前払年金費用の金額は14,690百万円です。

5. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。

課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産(純額)の金額は23,268百万円であり、繰延税金負債と相殺前の金額は29,814百万円です。

6. 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響については、地域ごとに状況は異なるものの、現時点では、総じて世界的なワクチン接種の進展とともに引き続き縮小していくことを想定し、当社の営業活動についても正常化に向かうとの仮定を置いています。

当該仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性に係る評価等、会計上の見積りを行っています。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,370,914,963株

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 85,279,921株

当事業年度における普通株式の自己株式は、単元未満株式の買取りにより766株増加、ストックオプションの行使により50,400株減少、業績連動型株式報酬の退任取締役および執行役員からの無償取得により26,596株増加、譲渡制限付株式報酬の株式付与により26,821株減少しています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

たな卸資産	2,165百万円
前払費用	6,079百万円
未払賞与	2,557百万円
有形固定資産	4,358百万円
無形固定資産	3,140百万円
投資有価証券評価損否認	2,989百万円
関係会社株式評価損否認	7,724百万円
貸倒引当金繰入否認	3,708百万円
繰越欠損金	24,017百万円
その他	2,970百万円
繰延税金資産小計	59,707百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△15,359百万円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△14,534百万円
繰延税金資産合計	29,814百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,403百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△479百万円
前払年金費用	△4,498百万円
その他	△166百万円
繰延税金負債合計	△6,546百万円
繰延税金資産の純額	23,268百万円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Olympus Winter & Ibe GmbH	所有 間接 100.0	当社製品の製造 役員の兼任	関係会社株式の 売却(注1) 売却代金 売却益	4,983 2,543	未収入金	4,983

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 関係会社株式の売却価格は両社協議の上決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 271円69銭
2. 1株当たり当期純利益 6円64銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議しています。詳細は以下のとおりです。

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 : 71,620,630株 (消却前の発行済株式総数に対する割合5.2%)
- (3) 消却日 : 2021年6月4日 (予定)

消却後の発行済株式総数	1,299,294,333株
消却後の自己株式数	13,659,291株

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社です。

収益認識に関する注記

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

その他の注記

(映像事業譲渡に関する損失)

当社が実施した映像事業譲渡に関連して、47,623百万円(OMデジタルソリューションズ株式会社の株式売却損42,516百万円、同社株式評価損2,238百万円、固定資産減損等2,869百万円)を「映像事業譲渡に関する損失」に計上しています。

(社外転進支援制度の実施)

当社が実施した社外転進支援制度による特別支援金の支給や再就職支援において発生する費用として、8,886百万円を「早期割増退職金等」に計上しています。

(過去の損失計上先送り問題に関する旧取締役を被告とする損害賠償請求訴訟)

当社の過去の損失計上先送り問題に関する当社旧取締役5名に対する損害賠償請求訴訟について、東京高等裁判所より2019年5月16日付で旧取締役3名に対して、当社の請求を認容する判決が下されましたが、当社は、当該判決の一部(旧取締役2名に対する請求の棄却)を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしていました。(但し、上告については、上告受理申立理由書の提出と同時に取下げています。)また、請求が認容された2名は当該判決の一部を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしていました。

本件について、2020年10月22日付で、最高裁判所より、当社の上告不受理、また、旧取締役2名の上告棄却及び上告不受理の決定がなされました。

これにより、過去の損失計上先送り問題に関する旧取締役を被告とする損害賠償請求訴訟は全て終了しました。

企業結合関係

(品質法規制機能の強化を目的とした一部機能の承継)

当社は、2020年4月1日に、会社分割により、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、研究開発・製造・修理企画などの一部機能を当社の完全子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社に承継しました。これは2019年12月20日に当社とオリンパスメディカルシステムズ株式会社との間で締結した吸収分割契約によるものです。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 内視鏡事業、治療器事業

事業の内容 医療機器の研究開発、製造・修理企画などの一部機能

総資産 24,310百万円

負債 2,905百万円

純資産 21,405百万円

②企業結合日

2020年4月1日

③企業結合の法的形式

オリンパス株式会社を吸収分割会社とし、オリンパスメディカルシステムズ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

オリンパスメディカルシステムズ株式会社

(2) 取引の目的を含む取引の内容

当社は真のグローバル・メドテックカンパニーとして成長し、持続的な成長を実現させるための新たな経営戦略を2019年11月6日付で公表し、本経営戦略において、当社は品質法規制機能の強化を掲げており、年々高まる品質・法規制に関する要求に対して、市場や顧客から求められる最高レベルの品質と安全基準を満たす製品をタイムリーに導入していくことを目指しています。今回、品質法規制機能の確実なガバナンスと適切な品質を維持できる体制を強化するため、本会社分割を行いました。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をしました。なお当事業年度における会社（分割元企業）の繰延税金資産の回収可能性について、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、将来の課税所得の見積りに当該会社分割の影響を加味し、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。

(映像事業の譲渡)

当社は、2020年9月30日付で、日本産業パートナーズ株式会社（以下、「JIP」）が設立した特別目的会社であるOJホールディングス株式会社と、当社の映像事業譲渡に関する株式譲渡契約を締結し、2021年1月1日付で映像事業を譲渡しました。

事業の譲渡にあたっては、当社の子会社として新たにOMデジタルソリューションズ株式会社（以下、「映像新会社」）を設立後、当社の映像事業を吸収分割の方法により承継させたうえで、当社が保有する映像新会社の株式総数の95%（発行済株式総数の95%）をOJホールディングス株式会社に譲渡する方法で行いました。

1. 共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 映像事業

事業の内容 ミラーレス一眼を中心としたデジタルカメラや交換レンズ、ICレコーダーなどのオーディオ製品等の製造及び販売等に関する事業

②企業結合日

2021年1月1日

③企業結合の法的形式

オリンパス株式会社を吸収分割会社とし、OMデジタルソリューションズ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

④企業結合企業の名称

OMデジタルソリューションズ株式会社

(2) 取引の目的を含む取引の内容

本会社分割は、事業分離を目的として実施したものです。

(3) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をしました。

2. 事業分離

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

OJホールディングス株式会社

②分離した事業の内容

事業の名称 映像事業

事業の内容 ミラーレス一眼を中心としたデジタルカメラや交換レンズ、ICレコーダーなどのオーディオ製品等の製造及び販売等に関する事業

③事業分離を行った主な理由

近年では、スマートフォンの進化に伴う市場の急激な縮小等、デジタルカメラの市場環境は極めて厳しい状況にあります。当社はこれまでコスト構造の見直しや事業の効率化に向けたさまざまな施策に取り組んできましたが、映像事業は2020年3月期まで3期連続で営業損失を計上するに至っています。このような状況の中で、当社は、映像事業をよりコンパクトで筋肉質かつ持続的な組織構造とすべく分社化し、JIPのもとで事業展開することが、映像事業の自律的かつ持続的な成長を実現に資すると判断し、事業譲渡を行いました。

④事業分離日

2021年1月1日

- ⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

42,516百万円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

総資産 45,280百万円

負債 419百万円

純資産 44,861百万円

③会計処理

当該譲渡株式の帳簿価額と売却価額との差額である関係会社株式売却損を「映像事業譲渡に関する損失」に含めて特別損失に計上しました。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

映像事業

(4) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業にかかる損益の概算額

売上高 14,793百万円

営業損失 7,429百万円

(国内販売機能再編に係る会社分割)

当社は、会社分割の方法により、医療及び科学事業の国内販売機能（以下、「本対象機能」）に関する権利義務を、当社の完全子会社であるオリンパスメディカルサイエンス販売株式会社（以下、「OMSJ」）に承継させる会社分割（以下、「本会社分割」）を行うこととし、OMSJと吸収分割契約を締結することを、2021年2月12日付で、決定しました。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 内視鏡事業、治療機器事業及び科学事業

事業の内容 上記事業の国内販売機能

②会社分割の効力発生日

2021年10月1日（予定）

③会社分割の法的形式

当社を吸収分割会社とし、OMSJを吸収分割承継会社とする吸収分割

④会社分割後企業の状況

当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期について、本会社分割による変更はありません。OMSJは、本会社分割の効力発生日と同日付で、商号を「オリンパスマーケティング株式会社」に変更する予定です。その他、本会社分割によるOMSJの事業内容、資本金及び決算期の変更はありません。

(2) 取引の目的を含む取引の内容

2020年11月13日付適時開示「当社グループにおける国内販売機能再編の検討開始に関するお知らせ」でお知らせしました通り、当社は、2021年10月1日に、当社グループにおける国内販売機能の再編を実施する予定です。

現在、当社グループの国内販売機能は、当社及びOMSJが担っていますが、この2社の医療及び科学事業の国内販売機能を統合することで、「柔軟な人員配置」や「パートナーとの連携強化」、さらには「全国統一の施策の展開」や「優秀人材の獲得・リテンション」等を実現し、販売体制の強化を目指します。

本会社分割は、かかる国内販売機能の再編を実施し、当社の本対象機能に関する権利義務をOMSJに承継させることを目的として行うものです。

なお、本件会社分割が当社の単体業績に与える影響は、現在精査中です。

(3) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をします。

以上のとおりであります。

2021年5月12日

オリンパス株式会社

代表執行役 竹内 康雄



2021年3月期附属明細書

〔 2020年4月 1日から
2021年3月31日まで 〕

I. 事業報告にかかる附属明細書

会社役員その他の法人等の業務執行者との兼職状況の明細

II. 計算書類にかかる附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

オリンパス株式会社

東京都八王子市石川町2951番地

事業報告にかかる附属明細書

会社役員以外の法人等の業務執行者との兼職状況の明細（重要でないものを除く）

区分	氏名	兼職する他の法人等の名称	兼職の内容
取締役	藤田 純孝	日本CFO協会	理事長
	神永 晋	SKグローバルアドバイザーズ株式会社	代表取締役
		一般社団法人エレクトロニクス実装学会	会長
	名取 勝也	ITN法律事務所	マネージング・パートナー
	岩崎 淳	岩崎公認会計士事務所	所長

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	32,504	455	73 (43)	3,122	29,764	53,575
	構築物	1,754	242	914	217	865	3,489
	機械装置	10,491	1,537	7,314 (208)	702	4,012	10,383
	車両運搬具	8	1	-	3	6	59
	工具器具備品	19,324	8,400	7,213 (898)	4,501	16,010	46,823
	リース資産	6,741	4,030	52	2,982	7,737	6,437
	(小計)	70,822	14,665	15,566 (1,149)	11,527	58,394	120,766
	土地	14,372	-	-	-	14,372	
	建設仮勘定	856	450	1,083 (204)	-	223	
	計	86,050	15,115	16,649 (1,353)	11,527	72,989	
無形 固定 資産	特許権	644	-	-	174	470	
	ソフトウェア	5,506	1,131	186 (8)	1,816	4,635	
	ソフトウェア仮勘定	2,382	1,099	1,309	-	2,172	
	施設利用権等	11	0	5	0	6	
	計	8,543	2,230	1,500 (8)	1,990	7,283	

(注) 1. 当期減少額欄の()は内数で、当期の減損損失計上額です。

2. 当期増加額の主なものは、下記のとおりです。

医療分野金型取得	(工具器具備品)	395百万円
立体自動倉庫導入	(機械装置)	824百万円
医療分野製造プロセスに係るシステムの構築	(ソフトウェア)	806百万円
グローバル人事システム開発	(ソフトウェア仮勘定)	484百万円

3. 当期減少額の主なものは、下記のとおりです。

医療機器の研究開発、製造・修理企画 などの一部機能の子会社への承継	(有形固定資産)	12,263百万円
	(無形固定資産)	129百万円

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

科 目	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
貸 倒 引 当 金	14,197	384	2,470	12,111
製 品 保 証 引 当 金	186	117	186	117
事 業 整 理 損 失 引 当 金	1,886	-	1,886	-
ポ イ ン ト 引 当 金	90	-	90	-
事 業 構 造 改 革 引 当 金	-	891	-	891

(注) 貸倒引当金の当期減少額の主なものは、下記のとおりです。

外部協力者への請求に関する一部入金によるもの	1,459百万円
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社	792百万円

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科 目	金 額	摘 要
広 告 ・ 販 売 促 進 費	1,940	
運 搬 費	3,442	
役 員 報 酬	1,286	
給 与 手 当	26,617	
賞 与	13,924	
福 利 厚 生 費	6,945	
退 職 給 付 費 用	5,752	
交 際 費	7	
寄 附 金	245	
旅 費	683	
試 験 研 究 費	8,435	
租 税 公 課	1,768	
減 価 償 却 費	6,586	
修 繕 費	5,595	
賃 借 料	3,559	
業 務 委 託 費	16,473	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7	
控 除 額 等	△ 12,050	
そ の 他	4,118	
計	95,332	

立:百万円)

以上のとおりであります。

2021年5月12日

オリンパス株式会社

代表執行役 竹内 康雄



監査報告書

監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議にオンライン形式を含めて出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式を含めて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役、執行役及び使用人等並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況についてオンライン形式を含めて報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について確認いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。


2021年5月12日

オリンパス株式会社 監査委員会


監査委員

名取勝也 


監査委員

木川理二郎 

監査委員

岩崎淳 

常勤監査委員

古閑信之 

(注) 監査委員名取勝也、木川理二郎及び岩崎淳は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日


オリンパス株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所


指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

原科博文 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

吉田哲也 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

飯田昌泰 

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリンパス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、オリンパス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

オリンパス株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

原科博文 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

吉田哲也 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

飯田昌泰 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリンパス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



